

政治団体の手引

令和7年12月改訂

茨城県選挙管理委員会

目 次

★ 改正政治資金規正法等について.....	1
I 政治団体の届出.....	7
II 政治団体の会計経理.....	27
III 寄附の制限、禁止.....	69
IV 政治団体の政治活動.....	79
V 政治資金関係申請・届出オンラインシステム.....	89
VI 各種様式集.....	93

★改正政治資金規正法等について

★改正政治資金規正法等★

令和5年から6年にかけて、政治資金パーティー収入の不記載問題が大きく取り上げられたことを契機に、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治資金規正法等の改正があり、政治団体の収支報告書の提出方法、記載方法の変更や、寄附金控除制度の変更等が生じることとなりました。(主に令和8年1月1日から)

特に、「国会議員関係政治団体」における改正がござりますので、改正内容を入念に御確認いただきますようお願いいたします。



改正政治資金規正法等の概要（総務省資料）

<全ての政治団体に関する改正内容>

1 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ

【開催日、支払日ともに令和9年1月1日以降】(関連 P38~39)

変更後	変更前（令和8年分収支報告書まで）
政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が <u>五万円</u> を超えるものの氏名等を公表	政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が <u>二十万円</u> を超えるものの氏名等を公表

2 個人寄附者等の個人情報の保護

【令和9年1月1日以降に提出される収支報告書から】(関連 P66)

変更後	変更前
オンラインシステムにより（※）提出された収支報告書に記載された個人寄附者（政治資金パーティーの対価の支払をした個人も含む。）の <u>住所に係る部分は、市町村名（外国の場合は、当該外国の国名。）まで公表</u>	収支報告書に記載された個人寄附者（政治資金パーティーの対価の支払をした個人も含む。）の <u>住所に係る部分をすべて（地番まで）公表</u>

※国会議員関係政治団体は令和9年1月1日以降に提出する収支報告書からオンラインによる提出が義務付けられる。(P5 参照)

※紙提出の場合は、個人寄附者の住所に係る記載のうち、次の2つの提出があつた場合に限り②のみ公表。

①従前どおり住所のすべて記載のもの ②都道府県・郡及び市町村名までの記載のもの【住所限定報告書】※住所限定報告書の詳細は、P66 参照。

3 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限

【開催日、支払日ともに令和8年1月1日以降】

変更後	変更前
政治資金パーティーを開催する者の <u>預貯金口座への振込みに限定</u>	方法の <u>制限なし</u>

※政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払を除く。(ただし、この場合も、遅滞なく口座に預け入れること。)

4 渡切りの方法による支出の禁止【令和8年1月1日から】

政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法(※)によっては、することができない。

(※)「渡切りの方法」による経費の支出の例

一般論として、以下のような性格を有する支出(各政治団体において、実態に応じて判断)

- ①政治団体の役職員又は構成員に対する支出
- ②政治団体が決定した一定の活動に使用すべき義務を負うもの
- ③支出を受けた者の責任及び計算において使用することができ、精算や返納が必要なもの

5 外国人・外国法人等であることを偽った政治活動に関する寄附の禁止

【令和9年1月1日から】

外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人(※)でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできない。(従来から、寄附を受けることは禁止されています。)

(※)特例上場日本法人・・・発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が5年以上継続して上場されているもの。外国人・外国法人等からの寄附の禁止の例外として、寄附の受領が可能

6 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等

【令和9年1月1日から】

外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

また、外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

なお、政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。今回の改正では、この告知義務に加えて、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければならない。

<政党に関する改正内容>

1 公職の候補者自身が代表を務める政党支部への寄附金控除の適用除外

【令和8年1月1日以降の寄附】(関連 P67~68)

公職の候補者自身が代表を務める政党の支部で選挙区の区域（選挙区がないときは選挙の行われる区域）を単位として設けられるものに対して、代表自らが行う寄附については、税の優遇措置が受けられなくなる。

2 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止【令和9年1月1日から】

(関連 P70)

変更後	変更前（現行）
政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附を禁止	政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附の制限なし

※政党以外は従前から禁止

<その他の政治団体に関する改正内容>

○ 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保

【令和8年1月1日から】

1 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなして、国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）を適用すること。

① 同一の国会議員関係政治団体（②の国会議員関係政治団体を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計額）

② 政策研究団体（※）から受けた寄附の金額

（※）政策研究団体・・・政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの

2 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、各年中において1の寄附の金額が1,000万円以上となったときは、当該金額が1,000万円に達したこととなった寄附に係る通知を国会議員関係政治団体により文書にて受けた日から7日以内に、その旨、当該寄附に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならないこと。（届出様式は、P107）

<国會議員関係政治団体に関する改正内容>（関連 P17～18、29、52、89～91）

【第1 国會議員関係政治団体の代表者の責任の強化等】（令和8年1月1日から）

1 代表者の監督責任（監督内容の具体化）

(1) 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督	国議員関係政治団体の <u>代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならない。</u>
(2) 会計帳簿等に関する随時又は定期の確認	国議員関係政治団体の <u>代表者は、随時又は定期に、次の事項を確認しなければならない。</u> ①会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。 ②会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
(3) 会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明	国議員関係政治団体の <u>会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならない。</u>
(4) 代表者による確認書の交付 ※確認書の様式は、P111参照	国議員関係政治団体の <u>代表者は、(2)による確認の結果及び(3)による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならない。</u>
(5) 確認書の収支報告書への添付	国議員関係政治団体の <u>会計責任者は、収支報告書を提出するときは、(4)により交付された確認書を収支報告書に添付しなければならない。この交付された確認書の添付をしなかった者は、50万円の罰金に処する。</u>

2 監督義務違反に対する罰則の強化

- (1) 収支報告書の不記載又は虚偽記入があった場合において、1の(4)に違反して確認書を交付せず、又は確認をしないで確認書を交付した者((2)の行為により確認をすることができなかつた者を除く。)は、50万円以下の罰金に処する。
- (2) 1の(3)による説明をせず若しくは虚偽の説明をした者又は1の(3)による説明の義務がある者で代表者による確認を妨げたものは、100万円以下の罰金に処する。
※ (1)に違反した代表者、(2)に違反した会計責任者のいずれも、公民権の停止の対象となる。

3 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例

国議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があつた場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2から第199条の5まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しない。

【第2 政治資金監査の強化】(令和8年1月1日から)

1 預貯金による政治資金の保管

国会議員関係政治団体の政治資金については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとする。

2 翌年への繰越しの金額の確認等

- (1) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（以下「残高確認書（※）」という。）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならない。
- (2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、(1)による確認により翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（以下「差額説明書（※）」という。）を作成しなければならない。

3 登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充

登録政治資金監査人による政治資金監査において確認する事項として、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを追加する。

※残高確認書の様式はP112、差額説明書の様式はP113にございます。（選挙管理委員会への提出は不要です。）

【第3 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進】

（令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から）

変更後	変更前（現行）
<u>収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書について、オンライン提出を義務付ける</u> ※詳細は、P89～P91参照。	収支報告書、政治資金監査報告書のオンライン提出は努力義務

【第4 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保】

（令和8年1月1日から）

国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書（様式は、P108）で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等を、併せて通知しなければならない。

<政策研究団体に関する改正内容>

○ 国会議員関係政治団体の範囲の拡充

【令和8年1月1日から】

1 政策研究団体（※）を「国会議員関係政治団体」とする。

〔※ 政策研究団体（第5条第1項第1号に掲げる団体）
・政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの〕

2 政策研究団体は、当該団体を主宰する国会議員又は主要な構成員である国会議員の氏名及びその者に係る公職の種類等を届け出なければならない。（国会議員氏名届（様式はP106））

I 政 治 团 体 の 届 出

1 届出一覧

	届出の種類	届出の時期	備考	様式
1	政治団体設立届 ※綱領、党則、規約その他これらに相当するものを必ず添付して下さい。	組織した日から 7 日以内 ※郵便又は信書便によることはできません。	政治団体を設立する場合に必要。 (記載例P19~) 〔政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には開催計画書等も添付。〕	P93 [P94]
2	規 約 等	1 の政治団体設立届に添付	政治団体を設立する場合に必要。 (記載例P23~)	—
3	政党の状況等に関する届	1 の政治団体設立届に添付	政党の支部を設立する場合、又は政党の支部の名称を変更する場合に必要。	P95
4	支 部 証 明 書	1 の政治団体設立届に添付	政党の支部を設立する場合、又は政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域、支部の単位に異動が生じた場合に必要。	P96
5	被 推 薦 書	1 の政治団体設立届に添付	県知事、県議会議員に係る公職の候補者の後援団体が課税上の優遇措置の適用を受ける場合に必要。 ※国会議員の後援団体はこれに代わり 6 の国会議員関係政治団体に該当する旨の通知 ※市町村の長及び議員の後援団体は対象なりません。	P97
6	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	1 の政治団体設立届、7 の届出事項等の異動届に添付	国会議員に係る公職の候補者の後援団体が課税上の優遇措置の適用を受ける場合に必要。	P98
7	届出事項等の異動届	異動した日から 7 日以内 ※郵便又は信書便によることはできません。	届出事項に異動が生じた場合に必要。 (名称や所在地など記載内容に変更が生じる場合には、必ず規約を添付して下さい)	P99
8	国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 に 該 当 し な く な っ た 旨 の 通 知	7 の届出事項等の異動届に添付	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の 7 の異動届を提出する場合に必要。	P100
9	政 治 团 体 解 散 届 ※解散した日現在における18の収支報告書を必ず添付して下さい。	解散した日から30日以内 ※国会議員関係政治団体については60日以内	収支報告書の宣誓書には代表者及び会計責任者の記名押印もしくは署名が必要。	P101
10	資 金 管 理 团 体 指 定 届 (宣誓書含む。)	指定した日から 7 日以内	公職の候補者が代表者である政治団体のうちから1つの団体を指定することができる。 (記載例P26)	P102
11	資 金 管 理 团 体 届 出 事 項 の 異 動 届 (宣誓書含む。)	異動した日から 7 日以内		P103
12	資 金 管 理 团 体 指 定 取 消 届 (宣誓書含む。)	取消しの日から 7 日以内		P104

13	資 金 管 理 团 体 で な く な っ た 旨 の 届 (宣 誓 書 含 む。)	資金管理団体が解散し、又はその適格性を失った日から7日以内	資金管理団体が解散し、又は代表者が死亡した等で資金管理団体がその適格性を失った場合。	P105
14	国 会 議 員 氏 名 届	1の政治団体設立届に添付	政策研究団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの）を設立する場合に必要。	P106
15	国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 と み な さ れ た 政 治 团 体 の 届 出	同一の国会議員関係政治団体から、1,000万円に達することとなった寄附に係る16の通知を受けた日から7日以内	令和8年1月1日より、同一の国会議員関係政治団体からの寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、当該年及び翌年は国会議員関係政治団体とみなされることになった。（詳細は、P3参照）	P107
16	国 会 議 員 関 係 政 治 团 体 以 外 の 政 治 团 体 に 对 す る 寄 附 に 係 る 通 知	国会議員関係政治団体が、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をする際に通知（選挙管理委員会への提出は不要）	国会議員関係政治団体が、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をする場合に必要。（詳細は、P3参照）	P108
17	政 治 团 体 支 部 解 散 届 ※解 散 し た 日 現 在 に お け る 18 の 収 支 報 告 書 を 必 ず 添 付 し て 下 さ い。	解散した日から30日以内	政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、支部の代表者や会計責任者に代わって、支部の解散をすることができる。	P109
18	收 支 報 告 書	翌年の3月末までに (1月～3月の間に総選挙又は通常選挙の公示日から選挙期日までの期間がかかるときは4月末日まで) ※国会議員関係政治団体については翌年の5月末までに (1月～3月の間に総選挙又は通常選挙の公示日から選挙期日までの期間がかかるときは6月末日までに)	その年の1月1日から12月31までの収支報告書 5万円以上の政治活動費については領収書等の写しを添付 ※資金管理団体については、5万円以上の経常経費（人件費を除く。）についても領収書等の写しを添付 ※国会議員関係政治団体については、1万円を超える政治活動費及び経常経費（人件費を除く。）について領収書等の写しを添付 ・記載例（P31～）	12月に 様式を 発送し ます。
19	領 収 書 等 を 徴 し 難 か つ た 支 出 の 明 細 書	18の収支報告書に添付	領収書等の写しを添付しなければならない支出に、領収書等を徵し難い事情があった支出がある場合に使用（記載例P53）	
20	振 込 明 紹 書 に 係 る 支 出 目 的 書	18の収支報告書に添付	領収書等の写しを添付しなければならない支出に、金融機関への振込みにより支出したものがある場合に使用（記載例P53） ※振込明細書の写しを添付	
21	寄 附 金 （ 税 額 ） 控 除 の た め の 書 類	18の収支報告書にあわせて提出	課税上の優遇措置の適用を受ける個人の寄附で寄附の内訳が明記されたもの	P110
22	確 認 書	18の収支報告書にあわせて提出 （国会議員関係政治団体のみ）※令和8年分収支報告書から	令和8年分収支報告書より、国会議員関係政治団体の代表者は、会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認	P111

			書を会計責任者に交付しなければならないこととなった。(会計責任者は、代表者から交付された確認書を収支報告書に添付しなければならない。) (詳細は、P4参照)	
23	残高確認書	国会議員関係政治団体のみ 対象の書類 (選挙管理委員会への提出 は不要)	令和8年分収支報告書より、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日ににおける預貯金口座の残高を確認することができる書類に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならない。 (下線部の書類が、「残高確認書」)	P112
24	差額説明書	国会議員関係政治団体のみ 対象の書類 (選挙管理委員会への提出 は不要)	令和8年分収支報告書より、国会議員関係政治団体の会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面を作成しなければならない。 (下線部の種類が、「差額説明書」)	P113
25	証票交付申請書 (公職の候補者等分)	公職の候補者等が看板等を 掲示するとき	※P79～をよくお読み下さい。 ①市町村長、議員関係は 当該市町村選管に ②衆議（小選挙区選出）、 参議（選挙区選出）、 知事、県議関係は県選管に ③衆議（比例代表選出）、 参議（比例代表選出） 関係は中央選挙管理会に • 公職の候補者等分（記載例P84～） • 後援団体分（記載例P86～）	P114 ～
26	証票交付申請書 (後援団体分)	後援団体が看板等を掲示す るとき		申請 P116 ～

届出様式のデータは、ホームページに掲載しておりますので、届出の際にご活用ください。



↑
届出様式データはこちら

(参考) 政治団体届出書類早見表

	政黨の支部			資金管理団体									その他の政治団体									
				税優遇なし			税優遇あり ※1			税優遇なし			税優遇あり ※1			国会議員関係 政治団体			国会議員関係 以外の政治団体			
				国会議員関係 政治団体			国会議員関係 以外の政治団体			国会議員関係 政治団体			国会議員関係 以外の政治団体			国会議員関係 政治団体			国会議員関係 以外の政治団体			
	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	
設立届	●			●			●			●			●			●			●			
規約等	●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		
政黨の状況等に 関する届	●	(●) ※2																				
支部証明書	●	(●) ※3																				
被推薦書										●	(●)									●		
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知							●	(●)										●	(●)			(●)
国会議員氏名届 ※4							(●)	(●)										(●)	(●)			
異動届	●			●			●			●			●			●		●		●		●
国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の通知					(●)					(●)			(●)			(●)						(●)
解散届			●			●			●			●			●		●		●		●	
資金管理団体指定届				●			●			●												
資金管理団体届出事項の異動届					●			●			●			●								
資金管理団体指定取消届																						
資金管理団体でなくなつた旨の届							●			●			●									

※ 1 税の優遇措置の適格団体は、「支部証明書」、「被推薦書」、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」、「国会議員氏名届」を提出している政治団体に限られます。

※ 2 政黨支部の異動において「政黨の状況等に関する届」が必要となるのは、「政治団体の名称」を異動する場合です。

※ 3 政黨支部の異動において「支部証明書」が必要となるのは、「政治団体の名称」「主たる事務所の所在地」「主たる活動区域」を異動する場合です。

※ 4 政策研究団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの）は、「国会議員氏名届」が必要です。

〈政治団体設立届について〉

- 政治団体（政党又は政治資金団体を除く）が、1の政治団体設立届を提出する場合、又は7の届出事項等の異動届により団体名を変更する場合には、当該届出に係る政治団体の名称は、既存の政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称以外の名称でなければなりません。
- 政治団体は、1の政治団体設立届がなされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、または支出をすることができません。

〈資金管理団体について〉

- 「資金管理団体」とは、公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）が、公職の候補者本人が代表者である政治団体のうちから、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したものであり、その数は1に限られるものです。
したがって、資金管理団体の代表者が死亡した場合等、資金管理団体がその適格性を失った場合には、13の様式によりその旨を届け出なければなりません。

〈収支報告書について〉

- 年間に収支のなかった政治団体も、18の収支報告書は提出しなければなりません。
- 2年間連続して18の収支報告書の提出のない政治団体は、2年目の収支報告書の提出期限を経過した日以後は政治活動のために寄附を受け、または支出をすることができなくなります。
※ このような団体になった場合には次の書類を提出しなければなりません。
 - ・政治団体解散届
 - ・解散した日までの間に提出していない収支報告書
- 領収書等の写しを添付しなければならない支出について、領収書等を徵し難い事情があったときは、次のいずれかの書類を添付することとなっています。
 - ・領収書等を徵し難かった支出の明細書（記載例P53）
 - ・振込明細書（支出の目的が記載（会計責任者自身による記載も可）されているもの）の写し
 - ・支出目的書（記載例P53）及び振込明細書の写し
- 領収書等及び振込明細書の写しは、複写機でA4用紙にコピーをとったものでなければなりません。
- 県選挙管理委員会に提出された収支報告書は、政治資金規正法第20条の規定に基づき、県選挙管理委員会（主たる活動区域が茨城県外又は茨城県内外の政治団体のものについては総務大臣）が、インターネットにより公表しています。
- 国会議員関係政治団体については、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から、オンライン提出が義務化されます。オンライン提出をするためには、政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用申請が必要になります。（P89～）

2 政治団体の届出先

主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届出先
茨 城 県 内	茨 城 県 内	県 選 管
	茨 城 県 外	県選管を経て 総務大臣
	茨 城 県 内 外	

3 所管異動または提出先異動の場合の手続

主たる事務所の所在地や活動区域の変更により、所管の異動や提出先の変更が生じる場合は、次により手続をしてください。

所管異動	必要な手続	提出先
県内団体（県選管所管）→全国団体（総務省所管）	・県内団体の異動届 ・全国団体の設立届（県選管経由）	県選管
全国団体（総務省所管）→県内団体（県選管所管）	・県内団体の設立届 ・全国団体の異動届（県選管経由）	県選管
県内団体（県選管所管）→県内団体（他都道府県選管所管）	・県内団体の異動届 ・県内団体の設立届	県選管 異動先都道府県選管
全国団体（総務省所管）が主たる事務所の所在地を都道府県の区域を越えて異動した場合	・全国団体の異動届（県選管経由）	県選管

4 政治資金規正法の対象となる政治団体

(1) 「政治団体」

- ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- イ 特定の公職の候補者等を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ウ ア又はイのほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - (ア) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (イ) 特定の公職の候補者等を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

(2) 「政 党」

上記政治団体のうち次のいずれかに該当するもの。

- ア 国会議員を5人以上有するもの。
- イ 前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかにおいて全国を通じた得票率が2%以上であるもの。

(3) 「みなし政治団体」

- ア 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの。
- イ 政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、各政党がそれぞれ1団体を指定できる。）

(4) 「政治団体の本部及び支部」

政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一つの政治団体とみなされますから、各別に前記1届出一覧に掲げた届出をする必要があります。なお、政党本部が収支報告書を提出するときに添付が義務づけられている監査意見書については、政党の支部は添付の必要がありません。

〔参考〕 政治団体の支部について

- 1 一つの政治団体とみなされる支部とはおおむね次の要件を備えたものをいいます。
 - (1) 本部の規約等によりその存立が明らかであり、本部と主従の関係にあること。

- (2) 本部の指揮統括の下に一定の範囲で自主的に政治活動をすることが認められ、かつ、活動の成果がそこに統一されているものであること。
- (3) 一定の範囲内で独自に金銭等の收受及び受付・供与を行うことができる状況にあること。
このような下部組織は、その支部ごとに政治団体として設立届を提出し、収支の報告をしなければなりません。
- 2 1の要件を満たさない下部組織（例えば会計的に独立していないもの、単なる連絡所的なもので名称は問わない。）が収支活動を行った場合には、上部組織である政治団体が行った収支活動として取り扱われます。
- 例えば、このような下部組織に対する寄附は直接、上部組織である政治団体に対する寄附となります。また、政治団体がこのような下部組織に対して一括して活動資金を交付し、下部組織が支出した場合には、この下部組織の責任者は、P15 会計責任者の職務等の(2)のアにいう「意思を通じて支出した者」に該当するので、支出の明細書及び領収書を提出しなければなりません。
- （この場合、政治団体の収支報告書には、支部交付金等としてではなく、個々の支出が記載されることになります。）

（5）「資金管理団体」

公職の候補者は、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、自らがその代表者である政治団体のうちから1の政治団体を資金管理団体として指定することができます。

〈資金管理団体の特徴〉

- ① 公職の候補者が、公職の候補者である間に、政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に対して寄附（特定寄附）する場合は、寄附の量的制限（総枠制限・個別制限）に関する規定の適用がありません。
- ② 公職の候補者が、自らの資金管理団体に対する特定寄附以外の寄附（議員報酬等の自己資金による寄附）については、寄附の量的制限のうち個別制限に関する規定が適用されないため、個人のする寄附の総枠制限（B枠：1,000万円）の範囲内において寄附することができます。
- ③ 公職選挙法により、公職の候補者等は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対しては寄附することができます。

〈資金管理団体による不動産の取得等の制限〉

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有することはできません。

（ただし、平成19年8月6日よりも以前から引き続き保有している上記の不動産についてはこの限りではありません。この場合、当該不動産の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。）

〈資金管理団体による人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付〉

資金管理団体は、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費についての1件当たり5万円以上の支出について収支報告書に支出明細を記載するとともに領収書等の写しを収支報告書へ添付しなければなりません。

(6) 「国会議員関係政治団体」

- ア 政党、政治資金団体以外の政治団体で、次のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 国会議員（候補者及び候補者となろうとする者を含む。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（1号団体）
 - (イ) 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）
 - (ロ) 政策研究団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの）（3号団体）
 - (イ) 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員が代表者である支部（みなし1号団体）※ア(ア)と同じ扱いになります。
 - ウ 国会議員関係政治団体以外の政治団体のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体（1,000万円以上の寄附を受けた年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされる）
 - (ア) 同一の国会議員関係政治団体（(6)ア(ウ)を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあってはその金額の合計）
 - (イ) 同一の(6)ア(ウ)に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

〈国会議員関係政治団体の届出等〉

1 国会議員関係政治団体に対する通知

- (1) 国会議員は、その者に係る(6)ア(イ)に該当する国会議員関係政治団体（2号団体）に対し、国会議員関係政治団体に該当する旨を通知する必要があります。
- (2) (1)の通知をした者は、国会議員でなくなったときは、(1)の通知を受けた政治団体に対し、国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨を通知する必要があります。

2 国会議員関係政治団体の届出

国会議員関係政治団体（(6)ア(イ)の国会議員関係政治団体については、1(1)の通知を受けた団体）は、「2 政治団体の届出先」の主たる活動区域の区分に応じて、その旨を届出先に届け出る必要があります。

〈国会議員関係政治団体からその他の政治団体への寄附に関する通知〉

- 令和8年1月1日から、国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で通知しなければなりません。（通知の様式は、P108）
- (6)ウの政治団体は、寄附の合計が1,000万円に達することとなった寄附に係る通知を受けた日から7日以内に、県選管に届け出なければなりません。（届出様式は、P107）

5 会計責任者の職務等

会計責任者は、その政治団体の収支について一切の責任を負います。また、会計責任者は、その職務の代行者との兼任はできません。

(1) 会計帳簿の備付け及び記載

会計帳簿（収入簿、支出簿、運用簿）を備え、その政治団体のすべての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項を記載し、1件5万円以上のすべての支出について領収書その他の支出を証すべき書面を徴しなければなりません。（国会議員関係団体については、P15 〈国会議員関係政治団

体に関する特例〉を参照)

会計帳簿は毎年12月31日でしめ、会計責任者が署名押印します。

(2) 支出の明細書、あっせんにかかる寄附の明細書の受領又は請求

ア 代表者又は会計責任者と意思を通じて支出した者は、支出した日から7日以内に(会計責任者の請求があるときは直ちに)支出の明細書を会計責任者に提出します。1件当たり5万円以上の支出については領収書も添付します。

明細書には、支出を受けた者の氏名・住所(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)及び支出の目的・金額・年月日を記載しなければなりません。

イ 寄附のあっせんをした者は、あっせんを終えた日から7日以内に明細書を会計責任者に提出します。

明細書には、寄附者及びあっせん者の氏名・住所・職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)及び寄附の金額・年月日・当該寄附のあっせんに係る金額・集めた期間を記載しなければなりません。

(3) 収支報告書の提出

1月1日から12月31日までの収支を原則として翌年の3月末日までに報告。

(国会議員関係政治団体については、下記〈国会議員関係政治団体に関する特例〉を参照)

(4) 会計帳簿等の保存

会計帳簿、明細書及び領収書等は、上記報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければなりません。

〈国会議員関係政治団体に関する特例〉

1 領収書等の徴収、収支報告書の記載・領収書等の写しの添付等の特例

(1) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について領収書等を徴し、収支報告書の要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

(2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について、領収書等を徴し難い事情があるときは、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等(いわゆる徴難明細書等)を作成し、収支報告書の要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

(3) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書については、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出について、その明細(支出を受けた者の氏名及び住所並びに支出の目的、金額及び年月日)を記載し、領収書等の写しと併せて、原則として5月31日までに提出しなければなりません。

2 登録政治資金監査人による政治資金監査

(1) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければなりません。

(2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません。

※ (1)の政治資金監査は、国会議員関係政治団体の支出について、政治資金適正化委員会が定める具体的な指針に基づいて行うものとされています。

3 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示

- (1) 何人も収支報告書の要旨公表日から3年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、国会議員関係政治団体の収支報告書に係る支出（人件費を除く。）のうち、1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することができます。
- (2) 開示請求は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、経費の項目ごとに区分してしなければなりません。
- (3) 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があった日から10日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じます。
- (4) **国会議員関係政治団体の会計責任者は、(3)の命令を受けたときは、命令があった日から20日以内に、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければなりません。**ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すればよいこととされています。
- (5) (3)の命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、(4)の期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう、延長を求める期間、その理由等を記載した書面により求めることができます。
- (6) 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、(5)の求めがあったときは、(4)の期間を相当の期間延長します。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知します。
- (7) 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、(4)により当該少額領収書等の写しの提出があった日から30日以内に(4)により提出された少額領収書等の写し（当該少額領収書等の写しに情報公開法に規定する不開示情報が記録されている場合にあっては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）の開示を決定し、開示請求者に対し通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、一定の期間延長することがあります。
- (8) 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、(3)の命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を公表します。
- (9) 開示請求をする者又は開示を受ける者は、実費の範囲内において、総務大臣に対するものについては政令で、都道府県の選挙管理委員会に対するものについては条例で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納付しなければなりません。

★令和8年分の収支報告書から国会議員関係政治団体の届出等の改正★

(再掲 ※P3~4にも記載しています)

【第1 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等】(令和8年1月1日から)

1 代表者の監督責任（監督内容の具体化）

(1) 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督	国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければならない。
(2) 会計帳簿等に関する随時又は定期の確認	国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期に、次の事項を確認しなければならない。 ①会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。 ②会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
(3) 会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明	国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければならない。
(4) 代表者による確認書の交付 <u>※確認書の様式は、P111参照</u>	国会議員関係政治団体の代表者は、(2)による確認の結果及び(3)による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならない。
(5) 確認書の収支報告書への添付	国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、(4)により交付された確認書を収支報告書に添付しなければならない。この交付された確認書の添付をしなかった者は、50万円の罰金に処する。

2 監督義務違反に対する罰則の強化

- (1) 収支報告書の不記載又は虚偽記入があった場合において、1の(4)に違反して確認書を交付せず、又は確認をしないで確認書を交付した者((2)の行為により確認をすることができなかった者を除く。)は、50万円以下の罰金に処する。
- (2) 1の(3)による説明をせず若しくは虚偽の説明をした者又は1の(3)による説明の義務がある者で代表者による確認を妨げたものは、100万円以下の罰金に処する。
※ (1)に違反した代表者、(2)に違反した会計責任者のいずれも、公民権の停止の対象となる。

3 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例

国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2から第199条の5まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しない。

【第2 政治資金監査の強化】(令和8年1月1日から)

1 預貯金による政治資金の保管

国会議員関係政治団体の政治資金については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとする。

2 翌年への繰越しの金額の確認等

- (1) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類(以下「残高確認書(※)」といふ。)に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならない。
- (2) 国会議員関係政治団体の会計責任者は、(1)による確認により翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面(以下「差額説明書(※)」といふ。)を作成しなければならない。

3 登録政治資金監査人による政治資金監査の拡充

登録政治資金監査人による政治資金監査において確認する事項として、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを追加する。

※残高確認書の様式はP112、差額説明書の様式はP113にございます。(選挙管理委員会への提出は不要です。)

6 用語の説明

用語	説明
収入	金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいいます。(政治資金規正法第8条の3各号に掲げる方法による運用に係る金銭等の収受を除く。)
党費又は会費	いかなる名称をもつてするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいいます。しかし、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、政治資金規正法上寄附とみなされます。
寄附	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいいます。
政治活動に関する寄附	政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む。)に関してされる寄附をいいます。
支出	金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。(政治資金規正法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭等の供与又は交付を除く。)
公職の候補者	公職選挙法の規定により候補者として届出があった者、当該候補者となろうとする者又は公職にある者をいいます。

受付印

後援会（国会議員関係政治団体ではない）を新たに設立する場合

政治団体設立届

記載例 1

※郵便又は信書便によることなく持参により提出すること。

令和〇年 7 月 3 日

県選管への届出日（組織した日から 7 日以内に届け出ること。）

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称 甲野太郎後援会
事務所の所在地 水戸市三の丸 2〇〇
代表者の氏名 乙野次郎 ㊞

記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(ふりがな) 名 称	こう の た ろう こう えん かい 甲野太郎後援会			政治団体の区分
目 的	別紙のとおり			<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党的支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
組織年月日	令和〇年 7 月 1 日			
主たる事務所の所在 地	(〒310-0011) 水戸市三の丸 2〇〇 (電話 029-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇)			
主たる活動区域	茨城県			
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者	おつ の じ ろう 乙野次郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸 1〇〇 (電話 029-000-0000)	大正 <input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 30.10.1	令和 ○. 7. 1 組織年月日と一致する
会計責任者	へい の さぶ ろう 丙野三郎	(〒310-0851) 水戸市千波 1-〇-〇 (電話 029-000-0000)	大正 <input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 35. 1. 10	令和 ○. 7. 1 組織年月日と一致する
会計責任者の職務代行者 <small>会計責任者が兼ねることはできない。</small>	てい の し ろう 丁野四郎	(〒310-0851) 水戸市笠原町 6-〇-〇 (電話 029-000-0000)	大正 <input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 40. 5. 5	令和 ○. 7. 1 組織年月日と一致する
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
国会議員 関係政治 団体の区分 <small>国会議員関係政治団体のみ記入する。</small>	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類 (現職・候補者等)	
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る国会議員関係政治団体		(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る 公職の種類
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 3 号に係る国会議員関係政治団体			
		別紙国会議員氏名届のとおり		

課税上の優遇措置の適用のある政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2号団体、3号団体）並びに県知事及び県議会議員の候補者等の後援団体で被推薦書を提出した団体である。

受付印

政党の支部を新たに設立する場合

政治団体設立届

記載例 2

※郵便又は信書便によることなく持参により提出すること。

令和〇年 7 月 3 日

県選管への届出日（組織した日から 7 日以内に届け出ること。）

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿政治団体の名称 茨城党水戸支部
事務所の所在地 水戸市三の丸 2〇〇
代表者の氏名 茨城太郎 記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。


「政党の支部」、または「その他の政治団体の支部」の場合、
その名称のほか、(本部) 〇〇〇のように本部の名称も記載
すること。

(ふりがな) 名 称	いばらきとうみとしふ 茨城党水戸支部 (本部) 茨城党		政治団体の区分	
目 的	別紙のとおり		<input type="checkbox"/> 政党	<input checked="" type="checkbox"/> 政党的支部
組織年月日	令和〇年 7 月 1 日		<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体
主たる事務所の所在 地	(〒310-0011) 水戸市三の丸 2〇〇 (電話 029-〇〇〇-〇〇〇〇〇)		<input type="checkbox"/> その他の政治団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
主たる活動区域	茨城県			
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者	いばらきたろう 茨城太郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸 2-〇 (電話 029-000-0000)	大正  30. 5. 1	令和 ○. 7. 1 <small>組織年月日と一致する</small>
会計責任者	みとじろう 水戸次郎	(〒310-0851) 水戸市千波 2-〇-〇 (電話 029-000-0000)	大正  35. 10. 10	令和 ○. 7. 1 <small>組織年月日と一致する</small>
会計責任者の職務代行者 <small>会計責任者が兼ねることはできない。</small>	かさはらさぶろう 笠原三郎	(〒310-0851) 水戸市笠原町 2-〇-〇 (電話 029-000-0000)	大正  40. 10. 5	令和 ○. 7. 1 <small>組織年月日と一致する</small>
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
国会議員 関係政治 団体の区分 <small>国会議員関係政治団体のみ記入する。</small>	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類 (現職・候補者等)	
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る国会議員関係政治団体		(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る 公職の種類 (現職・候補者等)
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 3 号に係る国会議員関係政治団体		別紙国会議員氏名届	

課税上の優遇措置の適用のある政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2号団体、3号団体）並びに県知事及び県議会議員の候補者等の後援団体で被後援団体で被候補書を提出した団体である。

政党の支部の場合、添付書類として規約の他に、「政党の状況等に関する届」(P95) と
「支部証明書」(P96) が必要です。

受付印

国会議員関係政治団体（1号団体かつ2号団体）を新たに設立する場合

政治団体設立届

記載例3

※郵便又は信書便によることなく持参により提出すること。

令和〇年7月3日

県選管への届出日（組織した日から7日以内に届け出ること。）

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿政治団体の名称 茨城次郎後援会
事務所の所在地 水戸市三の丸2〇〇
代表者の氏名 茨城次郎 記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(ふりがな) 名 称	いばらきじろうこうえんかい 茨城次郎後援会			政治団体の区分
目 的	別紙のとおり			<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
組織年月日	令和〇年7月1日			
主たる事務所の所在地址	(〒310-0011) 水戸市三の丸2〇〇 (電話 029-〇〇〇-〇〇〇〇〇)			
主たる活動区域	茨城県			
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者	いばらきじろう 茨城次郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸3〇〇 (電話 029-000-0000)	大正・昭和・平成 30.1.1	令和 ○.7.1 組織年月日と一致する
会計責任者	みとさぶろう 水戸三郎	(〒310-0851) 水戸市千波3-〇-〇 (電話 029-000-0000)	大正・昭和・平成 35.5.10	令和 ○.7.1 組織年月日と一致する
会計責任者の職務代行者 <small>会計責任者が兼ねることはできない。</small>	かさはらしろう 笠原四郎	(〒310-0851) 水戸市笠原町3-〇-〇 (電話 029-000-0000)	大正・昭和・平成 40.5.10	令和 ○.7.1 組織年月日と一致する
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
国会議員 関係政治 団体の区分 <small>国会議員関係政治団体のみ記入する</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類	
	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体		衆議院議員 (現職) <small>候補者等</small>	公職の候補者に係る 公職の種類
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第3号に係る国会議員関係政治団体		いばらきじろう 茨城次郎	衆議院議員 (現職) <small>候補者等</small>
		別紙国会議員氏名届		

課税上の優遇措置の適用のある政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2号団体、3号団体）並びに県知事及び県議会議員の候補者等の後援団体で被推薦書を提出した団体である。

受付印	資金管理団体を新たに設立する場合 政 治 团 体 設 立 届	記載例 4
-----	-----------------------------------	-------

※郵便又は信書便によることなく持参により提出すること。

令和〇年 7 月 3 日

県選管への届出日（組織した日から 7 日以内に届け出ること。）

総務大臣殿
茨城県選挙管理委員会 殿

資金管理団体の代表者は公職の候補者でなければならない。

政治団体の名称 茨選会
事務所の所在地 水戸市三の丸2〇〇
代表者の氏名 甲野太郎 

記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称		いば せん かい 茨選会		政治団体の区分	
目 的		別紙のとおり		<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党的支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 <input type="checkbox"/> 第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
組織年月日		令和〇年 7 月 1 日			
主たる事務所の所在地址		(〒310-0011) 水戸市三の丸2〇〇 (電話 029-〇〇〇-〇〇〇〇)			
主たる活動区域		茨城県			
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日	
代 表 者 <small>資金管理団体の代表者は公職の候補者等でなければならない。</small>	こうのたろう 甲野太郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸4-〇 (電話 029-000-0000)	大正昭和平成 20. 5. 5	令和 ○. 7. 1 <small>組織年月日と一致する</small>	
会計責任者	おつのじろう 乙野次郎	(〒310-0011) 水戸市三の丸1〇〇 (電話 029-000-0000)	大正昭和平成 20. 10. 1	令和 ○. 7. 1 <small>組織年月日と一致する</small>	
会計責任者の職務代行者 <small>会計責任者が兼ねることはできない。</small>	へいのさぶろう 丙野三郎	(〒310-0851) 水戸市千波1-〇-〇 (電話 029-000-0000)	大正昭和平成 28. 1. 10	令和 ○. 7. 1 <small>組織年月日と一致する</small>	
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
国会議員 関係政治 団体の区分 <small>国会議員関係政治団体のみ記入する。</small>	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類 (現職・候補者等)		
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体		(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る 公職の種類 (現職・候補者等)	
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第3号に係る国会議員関係政治団体		別紙国会議員氏名届		

課税上の優遇措置の適用のある政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2号団体、3号団体）並びに県知事及び県議会議員の候補者等の後援団体で被推薦書を提出した団体である。

《規約等の記載例一後援会用》

○○○○後援会規約

- 1 (名 称) 本会は、○○○○後援会と称する。 特定の候補者を推薦し又は支持する旨を明記
- 2 (事務所) 本会の主たる事務所は、○○市に置く。
- 3 (目的) 本会は、○○○○氏の政治活動を支援することを本来の目的とし、あわせて会員相互
通称等ではなく、戸籍名で記載
の親睦を深めることを目的とする。
- 4 (事業) 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 研究会、講演会等の開催
(2) 機関紙の発行
(3) *****
(4) *****
(5) その他本会の目的達成のために必要な事業
- 5 (会員) 本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。
- 6 (役員) 本会に次の役員をおく。
会長1名、副会長2名、幹事若干名、会計責任者1名、会計職務代行者1名、監事2名
- 7 (役員の選出及び任期)
(1) 役員は、総会において選出する。
(2) 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 8 (会議)
(1) 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
(2) 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
- 9 (経費) 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 10 (会費) 本会の会費は、年○○○円とする。
- 11 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 12 (会計監査) 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。
- 13 (規約の改廃) 本規約の改廃は、総会において決定する。
- 14 (補則) 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

付 則

本規約は、令和○年7月1日より実施する。

↑
設立届中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

※ 個人の寄附に関する課税上の優遇措置について

個人の寄附に関する課税上の優遇措置を受けることのできる政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2号団体）、国会議員関係政治団体（3号団体）並びに都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体に限られます。

その場合には、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）については「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を、政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体（3号団体）については「国会議員氏名届」を、都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体については「被推薦書」を添付する必要があります。

《規約等の記載例ーその他的一般の政治団体用》

○ ○ ○ ○ 会規約

- 1 (名 称) 本会は、〇〇〇〇会と称する。
- 2 (事務所) 本会の主たる事務所は、〇〇市に置く。
- 3 (目的) 本会は、△△△△の理念に基づき、□□□□□の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。
　　〈例〉 △△△△　　民主主義、自由主義、社会主義
　　　　　□□□□□　福祉社会、住みよい日本
- 4 (事業) 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 研究会、講演会等の開催
(2) 機関紙、その他の印刷物の発行
(3) 関係方面の宣伝活動
(4) * * * * * * * * *
(5) その他本会の目的達成のために必要な事業
- 5 (会員) 本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。
- 6 (役員) 本会に次の役員をおく。
会長1名、副会長2名、幹事若干名、会計責任者1名、会計職務代行者1名、監事2名
- 7 (役員の選出及び任期)
(1) 役員は、総会において選出する。
(2) 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 8 (会議) (1) 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
(2) 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
- 9 (経費) 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 10 (会費) 本会の会費は、年〇〇〇円とする。
- 11 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 12 (会計監査) 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。
- 13 (規約の改廃) 本規約の改廃は、総会において決定する。
- 14 (補則) 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。
- 付 則
本規約は、令和〇年7月1日より実施する。

↑
設立届中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

※ 目的及び事業欄には、政治上の主義・施策等政治活動の内容を具体的に書いてください。

《規約等の記載例ー資金管理団体用》

○ ○ ○ ○ 会 規 約

1 (名 称) 本会は、○○○○会と称し、代表者は○○○○○とする。
2 (事 務 所) 本会の主たる事務所は、○○市に置く。
3 (目 的) 本会は、○○○○○氏の政治活動を支援することを目的とする。
4 (事 業) 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
 (1) 研究会、講演会等の開催
 (2) 機関紙の発行
 (3) * * * * * * * * *
 (4) * * * * * * * * *
 (5) その他本会の目的達成のために必要な事業
5 (会 員) 本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。
6 (役 員) 本会に次の役員をおく。
 会長1名、副会長2名、幹事若干名、会計責任者1名、会計職務代行者1名、監事2名
7 (役員の選出及び任期)
 (1) 役員は、総会において選出する。
 (2) 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
8 (会 議) (1) 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
 (2) 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
9 (経 費) 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
10 (会 費) 本会の会費は、年○○○円とする。
11 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
12 (会計監査) 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。
13 (規約の改廃) 本規約の改廃は、総会において決定する。
14 (補 則) 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

付 則
本規約は、令和○年7月1日より実施する。

↑

設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

代表者氏名（公職の候補者等）を入れる
特定の候補者等を推薦し又は支持する旨を明記

※ 個人の寄附に関する課税上の優遇措置について

個人の寄附に関する課税上の優遇措置を受けることのできる政治団体は、政党、国会議員関係政治団体（2号団体）、国会議員関係政治団体（3号団体）並びに都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体に限られます。

その場合には、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）については「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を、政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体（3号団体）については「国会議員氏名届」を、都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体については「被推薦書」を添付する必要があります。

受付印

資金管理団体指定届

令和〇年 7月 3日

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

公職の種類 茨城県議会議員水戸市選挙区

(現職 候補者等)

氏名 甲野太郎 印
住所 水戸市三の丸4-○

記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

令和〇年 7月 1日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第 19 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

※同一となる。

資金管理団体の名称	茨選会
主たる事務所の所在地	水戸市三の丸2〇〇
代表者の氏名	甲野太郎

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇年 7月 3日

氏名 甲野太郎 印

記名押印するか又は署名する。
署名は必ず代表者本人の自署によること。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とすること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは長の区分により、その職について選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にあるものにあっては「衆議院議員 茨城県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員 北関東選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

II 政治団体の会計経理

会計経理

政治資金規正法の目的は、政治団体の収支の公開等を通じて、政治団体及び公職の候補者等の政治活動を国民の不断の監視と批判の下に行われるようになります。そのためには、政治団体の会計経理は、きわめて大きな意味をもっています。

そのため政治団体の会計責任者は、その政治団体の収支を常に明確にしておくために、会計帳簿を備えるとともに、収支報告をすることとされています。（法第9条、第12条）

1 会計責任者の役割

(1) 会計責任者

当該政治団体の収支について一切の責任を負うべき人が会計責任者であって、当該政治団体の代表者と車の両輪の関係にあり、経理について全面的な責任と権限を持っています。

(2) 会計責任者の選任・異動とその届出

ア 会計責任者の選任

会計責任者は、当該政治団体の収入、支出の責任者として、きわめて重要な責任を有しているので、人選には特に慎重を期さなければなりません。

選任の方法については、法律上、特別の定めがないので、当該政治団体の党則や規約などの定めるところによります。

イ 会計責任者の解任・辞任

選任の方法とともに、法律上、特別の定めがないので、当該政治団体の党則や規約などの定めるところによります。

ウ 会計責任者に関する届出

(ア) 選任の届出（法第6条）

政治団体を組織した場合又は法第3条第1項各号あるいは第5条第1項各号の団体に該当することとなった場合において、法第6条の規定により届出される設立届に、会計責任者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日を記載して届出することとされています。

(イ) 異動の届出（法第7条）

会計責任者に異動があったときは、その異動の日から7日以内に、政治団体の設立届を提出した都道府県の選挙管理委員会又はこれを経由して総務大臣に異動事項を届け出なければなりません。

エ 会計責任者の職務代行とその届出（法第6条）

会計責任者の職責の重要性にかんがみ、会計責任者に事故があった場合や欠けた場合のために会計責任者の職務代行者をおくこととされています。

事故がある場合とは、本人が病気、長期の不在等のため会計責任者の事務を相当期間継続して行うことができない場合をいい、欠けた場合とは、本人が死亡、解任、又は辞職した場合をいいます。

(3) 会計責任者の職務

ア 会計帳簿の備付と記載（法第9条・第19条の4）

会計責任者は、会計帳簿（収入簿、支出簿、運用簿がある。）を備え、これに当該政治団体のすべての収入、支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を

含む。) 及び金銭等の運用に関する事項を記載しなければなりません。

(ア) 収入簿には、すべての収入を個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入、その他の収入の6項目に分けて記載することとされています。

(イ) 支出簿には、すべての支出を経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の10項目に、それぞれ分類したうえ、支出を受けた者の氏名、住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)及びその支出の目的、金額、年月日を記載することとされています。

(ウ) 運用簿には預金もしくは貯金、国債証券等、金銭信託の3項目に分けて運用に関する事項を記載することとされています。

イ 支出の明細書、あっせんによる寄附の明細書の受領又は請求(法第10条)

当該政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、その支出をした日から7日以内に(会計責任者の請求があるときは直ちに)、当該支出を受けた者の氏名、住所(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)及び当該支出の目的、金額、年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

このような支出が行われた場合には、これを会計帳簿に記載することとされているので、会計責任者も常に明細書の提出があったかどうかを注意し、その提出がないときは、直ちに請求しなければなりません。

また、政治団体のために寄附のあっせんをした者も、そのあっせんを終えた日から7日以内に、寄附者及びあっせん者の氏名、住所、職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)及び寄附の金額、年月日、当該寄附のあっせんに係る金額、これを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出する義務を負っているので、会計責任者は、この点も注意する必要があります。

ウ 領収書等の徴収(法第11条)

会計責任者は、1件5万円以上のすべての支出について当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴し、これを支出の証拠資料として保存しなければなりません。また、政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出した者も、1件5万円以上のすべての支出について領収書その他の支出を証すべき書面を徴し、かつ、これを会計責任者に送付しなければならないこととされています。

なお、国会議員関係政治団体の場合には、金額の多少に関わらず、すべての支出について対象となりますので注意して下さい。(P15 〈国会議員関係政治団体に関する特例〉参照)

エ 資金管理団体に対する寄附に係る通知文書(法第19条の3)

資金管理団体の届出をした公職の候補者等は、その者が公職の候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等を、当該資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に寄附するときは、文書でその旨を当該資金管理団体の会計責任者に通知しなければならないこととされているので注意して下さい。

オ 国会議員関係政治団体以外への寄附に係る通知文書(国会議員関係政治団体のみ)(法第19条の16の3)

令和8年1月1日から、国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対し

て寄附をするときは、当該政治団体に対し、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨を通知しなければなりません。（通知の様式は、P108）

カ 会計帳簿の保存（法第16条・第19条の3・第19条の16の3）

会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等及びエ・オの通知を、法第20条第1項の規定により収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければなりません。

(4) 会計責任者の事務引継ぎ（法第15条）

ア 事務引継ぎ

(ア) 政治団体の会計責任者の更迭があった場合においては、前任者は、退職の日から15日以内に、その担任する事務を後任者に引継がなければなりません。

(イ) 前任者が引継ぎをし、又は後任者が引継ぎを受けることができないときは、会計責任者の職務代行者において引継ぎをし、又は引継ぎを受けなければなりません。会計責任者の職務代行者が事務の引継ぎを受けた後、後任者に引継ぎをすることができるようになったときは、直ちにこれに引継ぎをしなければなりません。

(ウ) 引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において引継ぎ書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければなりません。

これは、会計責任者の責務の重要性にかんがみ、その更迭があった場合に前任者から後任者への事務の引継ぎが確実に行われるよう、前任の会計責任者に引継ぎ義務を課し、政治団体の会計経理の恒常性と責任の一貫性とを保持し、もって会計経理の公明と公正を図ろうとするものであり、事務の引継ぎをしなかった者は、処罰されます（法第24条第6号）。

イ 引継ぎの期間

会計責任者が退職したため引継ぎが必要となった場合には、退職の日から15日以内に引き継ぐことを要します。会計責任者が退職し後任の会計責任者が選任されたような場合には、その異動届は法第7条の規定により7日以内に都道府県の選挙管理委員会又はそれを経て総務大臣に提出しなければなりませんが、その事務引継ぎは退職の日から15日以内でよいことになっています。

(5) 会計責任者による収支報告書提出時の代表者に対する説明（国会議員関係政治団体のみ、令和8年分収支報告書から）（法19条の14の2）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。

2 代表者の役割（国会議員関係政治団体のみ、令和8年分収支報告書から）（法19条の12の2、法19条の12の3、法19条の14の2）

令和8年分収支報告書より、国会議員関係政治団体代表者から会計責任者に対する確認書の交付等の制度が始まります。（詳細は、P17〈★令和8年分の収支報告書から国会議員関係政治団体の届出等の改正★〉参照）

3 収支報告書

会計責任者は、毎年12月31日（解散等の場合はその日）現在で、その年におけるすべての収入、支出を報告することとされています（法第17条第1項・第12条）が、その収支報告書の(1)記載例（P31～）及び(2)記載要領（P54～）は次のとおりです。

※年間に収支がなかった政治団体も、その1（P31）、その2（P31）、その17（P50）及びその20（P52）は必ず提出して下さい。

改正政治資金規正法等により、令和8年分収支報告書から、一部記載方法等が変わります。（令和7年分収支報告書については、変更はございません。）

（詳細は、★改正政治資金規正法等について（P1～P6）参照）

(1) 収支報告書記載例

ここには政治団体以外の者が特定パーティーを開催した場合に、当該パーティーの開催年月日を記載すること。

第14号様式(第8条関係)

(その1)

受付印

収支報告書

令和〇年分

整理番号

() 開催分

1 政治団体の名称 (ふりがな) こう おつ かい
甲 乙 会

2 主たる事務所の所在地 茨城県〇〇市〇〇町〇〇番地

3 代表者の氏名 ○ 川 ○ 郎

4 会計責任者の氏名 乙 野 次 郎

事務担当者の氏名

乙 野 次 郎
(電話) ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
丙 野 三 郎
(電話) ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
甲 野 太 郎
(電話) ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

収支報告書の提出時点での
届出状況により記載すること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2 以上 の 都 道 府 県 の 区 域 等	<input checked="" type="checkbox"/> 同 一 の 都 道 府 県 の 区 域 内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 1 号 に よ る 国 会 議 員 関 係 政 治 团 体
<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 2 号 に よ る 国 会 議 員 関 係 政 治 团 体
	<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 3 号 に よ る 国 会 議 員 関 係 政 治 团 体
	<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 16 の 3 第 1 項 の 規 定 に よ り 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 と み な さ れ る 政 治 团 体
	<input type="checkbox"/> 公 職 の 候 術 者 の 氏 名 等 ○ 川 ○ 郎
	<input type="checkbox"/> 公 職 の 種 類 等 衆 議 院 議 員 (現 候)

資金管理団体の指定期間	
令 和 年 月 日 か ら	令 和 年 月 日 か ら
令 和 年 月 日 ま で	令 和 年 月 日 ま で

(その2)

収支の状況

1 収入の総括表

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「」を記載すること。

収入総額 ①+②…A	十億	4	1	4	1	5	0	0	0	円
(前年からの繰越額) ①										0
(本年の収入額) ②				4	1	4	1	5	0	0
支出総額 B				2	1	4	2	9	3	6
翌年への繰越額 A-B				1	9	9	8	5	6	4

2 収入項目別金額内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	十億	百万	千	百万	千	百	十	円
				1	8	9	0	0
員数							1	0

納入した実人員を記入すること。

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分

(ア) 個人からの寄附 内訳はその7(7)-1

【うち特定寄付】

(イ) 法人その他の団体からの寄附 内訳はその7(7)-2

(ウ) 政治団体からの寄附 内訳はその7(7)-3

小計 (ア) + (イ) + (ウ)

【寄附のうち寄附のあっせんによるもの】 内訳はその8

イ 政党匿名寄附 内訳はその9

合計 (ア + イ)

(その3)

政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入が1,000万円以上の場合(特定パーティー)には、その10にも記載すること。

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額						備考
	十億	百万	千	円	十億	百万	
甲機関紙		2	3	0	0	0	
乙機関紙		1	8	0	0	0	
○川君を励ます会		1	2	2	0	0	○. 5. 20 ○○市○○町 ○○会館○○の間
その他の催物事業			5	0	0	0	
○○パーティー		4	8	0	0	0	○. 10. 20 △△市△△町 △△会館△△の間
この項の小計		2	1	6	0	0	
合 計		2	1	6	0	0	

(その4)

(4) 借 入 金

(その5)

政治団体の本部又は支部からの収入は、すべてここにいう「交付金」に該当するので、その名称を問わずこの表に記載すること。

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額							年月日	主たる事務所の所在地	備考
	十億	百万	千	百	十	円				
○○○本部		1	0	0	0	0	0	○. 1. 20	○○市○○町○○番地	
〃		1	0	0	0	0	0	〃. 10. 30	〃	
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
								..		
この項の小計		2	0	0	0	0	0			
合 計		2	0	0	0	0	0			

(その6)

(6) その他の収入

適用	金額							備考
	十億	百万	千	百	十	円		
T銀行預金利子		1	0	0	0	0	0	○. 9. 16
金銭以外のものによる寄附相当分			5	0	0	0	0	○. 7. 5 A川太郎に選挙運動用葉書を提供
〃		1	0	0	0	0	0	○. 7. 10 A川太郎に選挙事務所を提供（8日間）
・収入の各項目（その3～5、その7）に区分されない収入がある場合にこの様式に記載します。								
・支出（その14、その15）で無償提供したもの（例：選挙運動用葉書、選挙事務所等）がある場合には、必ずこの様式に収入として記載します。								
この項の小計		2	5	0	0	0	0	
1件10万円未満のもの			5	5	0	0	0	
合 計		3	0	5	0	0	0	

(その7)

(7)-1 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄付	
寄附者の名称	金額						年月日	住所	職業	備考
	百万	千	万	千	万	千	円			
特〇川〇郎	8	0	0	0	0	0	0	〇. 1. 20	〇〇市〇〇町〇〇番地	衆議院議員
〇川〇郎	5	0	0	0	0	0	0	〃. 9. 20	〃	〃
A野次郎	2	0	0	0	0	0	0	〃. 2. 15	△△市△△町△△番地	A会社社長
〃	5	8	0	0	0	0	0	〃. 10. 15	〃	〃
B野三郎	5	0	0	0	0	0	0	〃. 7. 20	△△市△△町△△番地	B商店店主
〃	1	0	0	0	0	0	0	〃. 11. 30	〃	〃
C野四郎	8	0	0	0	0	0	0	〃. 12. 10	〇〇郡〇〇町〇〇番地	C会社社長
D野五郎	4	0	0	0	0	0	0	〃. 12. 20	△△郡△△町△△番地	D商店店主
E野六郎	1	2	0	0	0	0	0	〃. 12. 24	××市××町××番地	E会社役員
								..		事務所の無開設
								..		
								..		
年間5万円以下の寄附については、明細を記載する義務はないが、課税上の優遇措置を受ける場合に記載が必要(政党又は課税上の優遇措置があるその他の政治団体に限る)。										
資金管理団体の届出をした公職の候補者等が自己資金により、当該資金管理団体に対し行う寄附については、1の団体に対して年間150万円までという規制はないが、総額は年間1,000万円まで。										
この項の小計	4	3	6	0	0	0	0			
その他の寄附				6	0	0	0			
合 計	4	4	2	0	0	0	0			

※ 特定寄附とは資金管理団体の届出をした公職の候補者等が、その者が公職の候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を自ら管理することなく、これを当該資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に対する寄附のこと。この場合、寄附する金額に量的制限はない。

(その7の2)

(7)2 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附	
寄附者の名称	金額						年月日	住所(都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分に限る。)	職業	備考
	百万	千	万	千	万	千	円			
特〇川〇郎	8	0	0	0	0	0	0	〇. 1. 20	〇〇市	衆議院議員
〇川〇郎	5	0	0	0	0	0	0	〃. 9. 20	〃	〃
A野次郎	2	0	0	0	0	0	0	〃. 2. 15	△△市	A会社社長
〃	5	8	0	0	0	0	0	〃. 10. 15	〃	〃
B野三郎	5	0	0	0	0	0	0	〃. 7. 20	△△市	B商店店主
〃	1	0	0	0	0	0	0	〃. 11. 30	〃	〃
C野四郎	8	0	0	0	0	0	0	〃. 12. 10	〇〇郡〇〇町	C会社社長
D野五郎	4	0	0	0	0	0	0	〃. 12. 20	△△郡△△町	D商店店主
E	○住所限定報告書(令和8年分収支報告書から)※提出任意 個人寄附者の住所を市町村名までの記載するもの 提出された収支報告書は、選挙管理委員会ホームページで公表しておりますが、個人寄附者の住所について、市町村名までの公表希望の場合は、その7と併せて、当該報告書を提出してください。(詳細は、P66~67参照)								無開設	
この項の小計	4	3	6	0	0	0	0			
その他の寄附				6	0	0	0			
合 計	4	4	2	0	0	0	0			

(その7)

※ この表は、政党・政治資金団体のみが記載対象で、資金管理団体、その他の政治団体は、企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）から寄附を受けることは禁止されている。

(その7)

(7) - 3 寄附の内訳								寄附者の区分	政治団体からの寄附	
寄附者の名称	金額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	百	十	円				
A政経調査会		2	0	0	0	0	○. 3.10	○○市○○町○○番地	A 野 五 郎	
〃		2	0	0	0	0	〃. 7.31	〃	〃	
B政治連盟		1	5	0	0	0	〃. 7.20	△△市△△町△△番地	B 野 六 郎	
〃		7	0	0	0	0	〃. 11.20	〃	〃	
C後援会		1	5	0	0	0	〃. 8.10	××市××町××番地	C 野 七 郎	国会議員関係 政治団体
〃		1	5	0	0	0	〃. 12.10	〃	〃	〃
国会議員関係政治団体以外の政治団体が、国会議員 関係政治団体から寄附を受けた場合は、「備考」欄に、 「国会議員関係政治団体」と記載すること。										
この項の小計		9	2	0	0	0	..			
その他の寄附						0	..			
合 計		9	2	0	0	0	..			

国会議員関係政治団体以外の政治団体が、国会議員関係政治団体から寄附を受けた場合は、「備考」欄に、「国会議員関係政治団体」と記載すること。

(その8)

「個人」「法人その他の団体」「政治団体」の区分に応じて別葉とすること

(その8の2)

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳								
政党匿名寄附を受けた場所	金額					年月日	備考	
	十億	百万	千	円				
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
この項の小計								
合計								

(その10) ※ (その3) に記載した政治資金パーティーのうち特定パーティーに該当するものを再び記載すること。

(10) 機関紙の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳									
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額					対価の支払いをした者的人数	開催年月日	開催場所	備考
○川君を励ます会	十億	1	2	2	0	0	535	○. 5 . 20	○○市○○町○○番地 ○○会館○○の間
↑ パーティーごとに記載すること	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
この項の小計		1	2	2	0	0	0	0	
合計		1	2	2	0	0	0	0	

※ 特定パーティーとは、政治資金パーティーのうちそのパーティーの対価に係る収入が、1,000万円以上であるものをいう。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳								政治資金パーティーの名称		○川君を励ます会	
								対価の支払いをした者の区分		個人・法人その他の団体・政党	
対価の支払いをした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額							年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては代表者の氏名)	備考
A 町 次 郎	十億	百万	1	2	0	0	0	円	○. 4. 20	○○市○○町○○番地	A会社社長
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
この項の小計			1	2	0	0	0	0			
合 計			1	2	0	0	0	0			

(その11の2)

(11の2) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳								政治資金パーティーの名称		○川君を励ます会	
								対価の支払いをした者の区分		個人	
対価の支払いをした者の氏名	金額							年月日	住所(都道府県、都及び市区町村の名称に係る部分に限る。)	職業	備考
A 町 次 郎	十億	百万	1	2	0	0	0	円	○. 4. 20	○○市	A会社社長
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
									..		
この項の小計			1	2	0	0	0	0			
合 計			1	2	0	0	0	0			

○住所限定報告書（令和8年分収支報告書から）※提出任意

詳細は、P66～67 参照

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	○川君を励ます会	
		対価の支払いをした者の区分	個人・法人その他団体・政治団体
対価の支払いをした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
甲野 株式会社	十億 百万 千 円 1 2 0 0 0 0 0	○. 4. 20	○○市○○町○○番地
乙野 株式会社	十億 百万 千 円 1 5 0 0 0 0 0	〃 5. 1	△△市△△町△△番地

一つの政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払いと、その金額の合計額が20万円を超えるものについて記載すること。（令和8年分收支報告書まで）

開催・支払日ともに令和9年1月1日以降のものについては、5万円を超えるものについて記載すること。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	○川君を励ます会
	対価の支払いをした者の区分	個人・法人その他の団体・機関
対価の支払いをした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日
D 政治研究会	十億 百万 千 円 1 5 0 0 0 0 0	○. 4. 20 ○○市○○町○○番地
G 政治連盟	十億 百万 千 円 1 2 0 0 0 0 0	〃. 5. 15 △△市△△町△△番地

一つの政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払いと、その金額の合計額が20万円を超えるものについて記載すること。（令和8年分收支報告書まで）

開催、支払目ともに令和9年1月1日以後のものについては、5万円を超えるものについて記載すること。

(その12)

(その12の2)

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項目		金額							備考	
		十億	百万	千	円	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				
1 経常経費 (1) 人件費			1 9	5 5	0 0 0					← 内訳(その14)は不要
(2) 光熱水費			1 2	0 0	0 0 0					
(3) 備品・消耗品費			2 6	6 0	0 0 0					資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、内訳(その14)が必要
(4) 事務所費			7 9	6 0	0 0 0					
小計			3 1	3 7	0 0 0					
2 政治活動費 (1) 組織活動費			2 0	5 0	0 0 0					
(2) 選挙関係費			8 0	0 0	0 0 0		200,000円			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア 機関紙誌の発行事業費		1 3	7 9	6 3 5 0						
イ 宣伝事業費			2 1	6 0 0 0	0 0 0					
ウ 政治資金パーティー開催事業費			1 8	7 6 3 5 0						
エ その他の事業費			9 3	6 0 0 0	0 0 0					
(4) 調査研究費			1 2	5 5 0 0	0 0 0					
(5) 寄附・交付金			4 0	0 0 0 0	0 0 0					
(6) その他の経費			1 1	2 0 5 1 0						
小計			1 8 2 9 2 3 6 0				200,000円			
合計			2 1 4 2 9 3 6 0							

この欄にはア、イ、ウ、エの合計額を記載すること。

(その14) ※当該様式は、資金管理団体又は国会議員関係政治団体に該当する場合のみ作成する。

(その14) ※当該様式は、資金管理団体又は国会議員関係政治団体に該当する場合のみ作成する。

(その14) ※当該様式は、資金管理団体又は国会議員関係政治団体に該当する場合のみ作成する。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳									項目別区分 事務所費			
支出の目的		金額							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所の借料		十億	百万	千	百	十	円		○. 1.20	××不動産	〇〇市〇〇町〇〇番地	
〃				6	0	0	0	0	〃. 2.20	〃	〃	
〃				6	0	0	0	0	〃. 3.20	〃	〃	
〃				6	0	0	0	0	〃. 4.20	〃	〃	
〃				6	0	0	0	0	〃. 5.20	〃	〃	
〃				6	0	0	0	0	〃. 6.20	〃	〃	
〃				6	0	0	0	0	〃. 7.20	〃	〃	
〃				6	0	0	0	0	〃. 8.20	〃	〃	
〃				6	0	0	0	0	〃. 9.20	〃	〃	
〃				6	0	0	0	0				
〃				6	0	0	0	0				
この項の小計				7	2	0	0	0				
その他の支出				7	6	0	0	0				
合計				7	9	6	0	0				

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	組織活動費(大会費)		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受ける都道府県(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	百	十	円					
案内状印刷費		2	0	0	0	0	0	○.10.1	△△印刷(株)	○○市○○町○○番地	
資料印刷費		5	6	0	0	0	0	〃.10.1	〃	〃	
会場借上費		1	0	0	0	0	0	〃.11.10	○△会館	○△市○△町○△番地	
弁当代		5	0	0	0	0	0	〃.11.10	△△食堂(株)	△△市△△町△△番地	
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
この項の小計		9	1	0	0	0	0				
その他の支出		9	0	0	0	0	0				
合計		1	0	0	0	0	0				

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の運営団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	選挙関係費(推薦料)		備考
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた都の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
推薦料	十億		百万	4	0	0	千	0	0	0	○. 10. 1 ○ 川一郎 ○○市○○町○○番地
支部交付金(選挙関係費)				2	0	0	0	0	0	0	〃. 10. 1 B 支部 ○○市○○町○○番地
支部交付金については、(その16)の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」にも記載すること。								
									
									
									
									
									
									
									
									
この項の小計				6	0	0	0	0	0	0	
その他の支出									0	0	
合 計				6	0	0	0	0	0	0	

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	選挙関係費(陣中見舞)		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた都の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
選挙運動用葉書の提供	十億		百万	5	0	0	千	0	0	0	○. 7. 5 A 川太郎 ○○市○○町○○番地
選挙事務所の提供				1	0	0	0	0	0	0	〃. 7. 10 〃 〃
									
・選挙に関して支出される経費は、通常、支出を受けた者の選挙運動費用として扱われますので、当該候補者の選挙運動費用収支報告書に収入として計上されます。											
・確認団体や名簿届出政党等でない政治団体等に対する政治活動に関する寄附(選挙に関するものを除く)については、(その15)の「寄附・交付金(寄附)」に計上します。											
・候補者が選挙運動に関して支出した経費は、政治団体の経費とは異なるため、この収支報告書には計上しません。(選挙運動費用収支報告書と政治団体の収支報告書に二重に計上することはありません。)											
									
									
									
									
									
									
この項の小計				1	5	0	0	0	0	0	
その他の支出					5	0	0	0	0	0	
合 計				2	0	0	0	0	0	0	

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分	機関紙誌の発行事業費（機関紙の発行）		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受ける者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	百	十	円				
甲 機関紙原稿料		2	0	0	0	0	○. 1. 25	H 野 次 郎	○○市○○町○○番地	
〃 印刷費		8	0	0	0	0	〃. 2. 5	△△印刷(株)	○○市○○町○○番地	
〃 発送費		4	0	0	0	0	〃. 2. 10	日本郵便(株)○△郵便局	○△市○△町○△番地	
乙 機関紙印刷費		4	0	0	0	0	〃. 5. 1	△△印刷(株)	○○市○○町○○番地	
〃 発送費		2	0	0	0	0	〃. 5. 10	日本郵便(株)○△郵便局	○△市○△町○△番地	
							..			
							..			
							..			
							..			
							..			
							..			
							..			
							..			
							..			
この項の小計		2	0	0	0	0				
その他の支出		1	6	0	0	0				
合 計		2	1	6	0	0				

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	政治資金パーティー開催事業費(○川君を励ます会)		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷費	十億	百万	1	5	0	0	0	○. 2.25	△△印刷(株)	○○市○○町○○番地	
会場借上費		3	2	0	0	0	0	〃. 5.25	○△会館	○△市○△町○△番地	
食事代		2	6	7	5	0	0	〃. 5.25	〃	△△市△△町△△番地	
講師謝礼		1	0	0	0	0	0	〃. 5.25	P 野 Q 郎	××市××町××番地	
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
								..			
この項の小計		6	1	2	5	0	0	0			
その他の支出				3	5	0	0	0			
合 計		6	1	6	0	0	0	0			

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額（数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分 その他の経費 (金銭以外のものによる寄附相当分)			
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支を受いた都の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	十億	百万	千	円	1	2	0	0	0	○. 12. 24	E野六郎
											○○市○○町○○番地
・(その7) の金銭以外の寄附(事務所の無償提供など)に対応する支出の記載例。											
・この場合、金銭の收受がなく、通常領収書が発行されないので、「領収書を徵し難かった 支出の明細書」(第15号様式)に記載して添付すること。											
この項の小計					1	2	0	0	0	0	
その他の支出											0
合 計					1	2	0	0	0	0	0

※国会議員関係政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件当たりの金額(数回にわたるときは、その合計金額)が5万円以上の支出について、明細を記入して下さい。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳											
支出の項目	金額							年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
選挙関係費	十億	百万	千	円	2	0	0	0	0	○. 10. 1	B 支 部
											○○市○○町○○番地
この項の小計					2	0	0	0	0	0	0
合 計					2	0	0	0	0	0	0

(注) 政党的本部、支部又は本部、支部があるその他の政治団体のみ記載して下さい。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※「有」のときは(その18)に内訳を記載する
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通預金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

(その19) ※当該様式は、資金管理団体に該当する場合のみ作成する。

3 不動産の利用状況

(備考)

- （備考）

 - 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（資産等の状況（その17）中ア～ウ）の利用の現況について記載すること。
 - 項目別区分ごとにそれぞれ別擧とすること。
 - 事務所以外の用に供している場合にあっては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときは、一人ずつ行を分けて記載すること。その際、「使用者ごとの使用面積」欄は、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。

※様式（その20）について、様式が変わります。（次ページ参照）

改正内容：添付書類に「確認書」が追加。

(国会議員関係政治団体のみが該当、令和7年分収支報告書には添付不要です。)

(その20)

宣誓書

旧様式

添付書類（別添のとおり）

- 領収書等の写し
- 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和〇年〇月〇日

政治団体の名称	甲	乙	会
会計責任者の氏名	乙	野	次郎

印

※代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること
(代表者の氏名 印)

代表者の氏名は解散届に添付する最終年の収支報告書に記載します。

解散の年より前の収支報告書には、記載しないでください。

記名押印するか又は署名する。署名は必ず会計責任者本人の自署によること。

(その20)

宣誓書

★新様式

添付書類（別添のとおり）

- 領収書等の写し
- 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
- 確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

解散年の収支報告書には添付不要です

令和7年分収支報告書には添付不要です
この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和〇年〇月〇日

政治団体の名称	甲	乙	会
会計責任者の氏名	乙	野	次郎

印

※代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること
(代表者の氏名 印)

代表者の氏名は解散届に添付する最終年の収支報告書に記載します。
解散の年より前の収支報告書には、記載しないでください。

記名押印するか又は署名する。署名は必ず会計責任者本人の自署によること

第15号様式(第9条関係)

※ 領収書等の写しを添付しなければならない支出に領収書等を徵し難い事情があったときの対応の詳細(はP11 参照)

領収書等を徵し難かった支出の明細書

政治団体の名称 甲 乙 会

甲 乙 会

会計責任者の氏名 乙野次郎

印

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番すること。
2 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
3 「支出の目的」欄には、収支報告書記載要領⑯(P58~59 参照) の例により分類して記載すること。

記名押印するか又は署名する。署名は必ず会計責任者本人の自署によること。

第16号様式（第9条関係）

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的

項 目	摘 要
組織活動費（大会費）	会場借上料  ※金融機関において振込をした明細書を添付

政治団体の名称 甲乙会

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領⑯(P58～59参照)の例により分類して記載すること。
- 「摘要」欄には、例えば「会場借上料」というように具体的に記載すること。
- 支出の目的ごとに別葉とすること。

※ 振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者自身が記載した場合を含む）は、支出目的書の提出は必要なく、振込明細書の写しの提出で可。

(2) 記載要領

- ① この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- ② この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。
- ③ 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためとする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。

なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

④ 様式（その1）について

ア 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

イ 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、「衆議院議員茨城県第○区選挙区」、「茨城県知事」、「茨城県議会議員○○市選挙区」の例により記載し、現職にあっては「現」に「○」を、候補者又は候補者となろうとする者にあっては「候」に「○」を付すこと。

なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の9の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。

ウ 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合は記載を要しないこと。

なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

エ 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員

関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を、12月31日現在で同項第3号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。さらに「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名等」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」に「衆議院議員」もしくは「参議院議員」と記載の上、現職にあっては「現」に「○」を、候補者又は候補者となろうとする者にあっては「候」に「○」を付すこと。同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名等」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」に「衆議院議員」もしくは「参議院議員」と記載の上、現職にあっては「現」に「○」を、候補者又は候補者となろうとする者にあっては「候」に「○」を付すこと。同項第3号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名等」にその主宰する又は主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名を、「公職の種類等」に「衆議院議員」もしくは「参議院議員」と記載の上、「現」に「○」を付し、主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は別紙として添付すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

オ 「国会議員関係政治団体に係る特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

⑤ 様式（その2）について

- ア 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。
（金額が0の場合、必ず員数も0となる。）
- イ 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。ウ及び⑫において同じ。）を除く。⑫を除き、以下同じ。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれの項目ごとに総額を記載するものと

し、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。なお、個人からの寄附のうち、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、寄附には該当しないため「政治団体からの寄附」に含めないこと。

ウ 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

⑥ 様式（その3）について

ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

イ 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「○○政治資金パーティー」、「△△△を励ます会」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、「その他の催物事業」というように記載すること。

ウ 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

⑦ 様式（その4）について

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「X銀行（A支店）」というように具体的に借入先を記載すること。

⑧ 様式（その5）について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

⑨ 様式（その6）について

ア その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。）については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあっては、一括してその合計金額を記載すること。

イ 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「T銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

⑩ 様式（その7）について [様式（その7の2）の住所限定報告書については、P66～67参照]

ア 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人をいう。エにおいて同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

イ 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別処とすること。なお、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため「政治団体からの寄附」に含めないこと。

注) 企業・労働組合等の団体は、資金管理団体及びその他の政治団体に対し寄附をすることは禁

止されています。

- ウ 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、○川○郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特○川○郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
- エ 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資 50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資 50%超」というように記載すること。
- オ 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記アにより、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。
- カ 同一の寄附者からの寄附の金額が 5 万円を超えるものが多いなど、1 ページで記載できない場合は、2 ページ以上にわたって記載し、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載すること。また、寄附者各区分ごとの一番最後のページの「その他の寄附」欄に明細を記載したもの以外の寄附を合計した金額を記載すること。「合計」欄にはこれらの総額を記載すること。

キ 国会議員関係政治団体以外の政治団体が国会議員関係政治団体から寄附を受けた場合については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」と記載すること。

⑪ 様式（その8）について [様式（その8の2）の住所限定報告書については、P66～67 参照]

同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間 5 万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は⑩に準じて記載すること。なお、年間 5 万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないこと。

⑫ 様式（その9）について

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「茨城県〇〇市〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「茨城県〇〇市〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。

⑬ 様式（その10）について

ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。

イ 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。

ウ 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

⑭ 様式（その11）について [様式（その11の2）の住所限定報告書については、P66～67 参照]

ア 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。ア及び⑮において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるもの（政治資金パーティーの開催日、同一の者からの対価の支払日とともに令和9年1月1日以降のものについては、金額の合計額が5万円を超えるもの）については、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受された収入のうちに当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下（政治資金パーティーの開催日、同一の者からの対価の支払日とともに令和9年1月1日以降のものについては、5万円以下）の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

イ 対価の支払は、「個人」、「法人その他の団体」又は「政治団体」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「対価の支払をした者の区分」欄の該当するものを〇で囲むこと。

⑮ 様式（その12）について [様式（その12の2）の住所限定報告書については、P66～67 参照]

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるもの（政治資金パーティーの開催日、同一の者からの対価の支払のあっせんとともに令和9年1月1日以降のものについては、5万円を超えるもの）については、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は⑭に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下（政治資金パーティーの開催日、同一の者からの対価の支払のあっせんとともに令和9年1月1日以降のものについては、5万円以下）の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

⑯ 様式（その13）について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及び他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

ア 経常経費

(ア) 人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
(イ) 光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

(ウ) 備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
(エ) 事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、涉外費、交際費の類をいう。
(イ) 選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
(ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費	機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他の機関紙誌の発行に要する経費をいう。
⑦ 機関紙誌の 発行事業費	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
① 宣伝事業費	上記の⑦、①及びウ以外の諸事業に要する経費をいう。
⑦ 政治資金 パーティー 開催事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
⑨ その他の 事業費	上記の⑦、①及びウ以外の諸事業に要する経費をいう。
(エ) 調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
(オ) 寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
(カ) その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

⑯ 様式（その14）について

※本様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ記載が必要となる。（1

月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合を含む。)

ア 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。したがって、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定

が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出については記載を要しないこと。

イ 人件費以外の経常経費は、⑯のアの(イ)から(エ)までの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。

ウ 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

エ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行つた支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出については、1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

⑯ 様式（その15）について

ア 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあっては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

イ 政治活動費は、⑯のイの(ア)から(カ)までの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行その他の事業費のうち、⑦機関紙の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、⑧宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、⑨政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば、「○○政治資金パーティー開催事業費」、「△△君を励ます会開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあっては、「寄附金」、「贊助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。

ウ 記載の要領については、次のとおりとすること。

- | |
|---|
| (ア) 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。 |
| (イ) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシ一代」というように具体的に記載すること。 |

(ウ) 「その他支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載すること。

⑯ 様式（その16）について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、⑯に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

⑰ 様式（その17）について

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。⑯において同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。⑯において同じ。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。⑯において同じ。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入すること。

⑱ 様式（その18）について

ア 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

(ア) 土地	土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「茨城県○○市○○町1丁目1番1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。
(イ) 建物	建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「茨城県○○市○○町1丁目1番1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。
(ウ) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「茨城県○○市○○町1丁目1番1号（地上権）」というように記載し、面積を「備考」欄に「100m ² 」というように記載すること。
(エ) 動産	取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。
(オ) 預金又は貯金	預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。
(カ) 金銭信託	金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。
(キ) 有価証券	金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国

	債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載すること。
(イ) 出資による権利	出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。
(カ) 貸付金	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。
(コ) 敷金	支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。
(サ) 施設の利用に関する権利	取得価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。
(シ) 借入金	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

イ ア(ア)から(エ)まで、(キ)及び(サ)の資産で政治団体が政治団体となった日（法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあっては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

ウ ア(カ)及び(コ)の資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

エ ア(ア)から(エ)まで、(キ)及び(サ)の資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積もった金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積もった金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

オ ア(カ)及び(コ)の資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

㉒ 様式（その19）について

ア 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（㉑のアの(ア)から(ウ)までの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

(ア) 土地	土地については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「茨城県〇〇市〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100m ² 」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。
(イ) 建物	建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「茨城県〇〇市〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100m ² 」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

(イ) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「茨城県〇〇市〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100m ² 」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。
----------------------------	---

イ 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときには、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。

ウ 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。

エ 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

㉓ 法第18条の2第1項の規定による政治団体について

ア 政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあっては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び上記に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。

イ 様式（その1）については次のように記載すること。

(ア) 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「✓」を記入すること。

(イ) 特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を（開催分）の箇所に記載すること。

㉔ この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあっては政治資金監査報告書及

び領収書等の写し、その他の政治団体にあっては領収書等の写しを添付すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

㉕ 無償提供の記載方法

ア 無償提供を受けた場合の記載方法（事務所の無償提供）

(ア) 収入

(その7)

(7)-1 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄付		
寄附者の名称	金額						年月日	住所	職業	備考
E野六郎	1	2	0	0	0	0	○.12.24	××市××町××番地	E会社役員	事務所の無償提供

- ・事務所の無償提供を受けた場合、利用料相当分の「財産上の利益」が生じるため、寄附にあたることから、寄附の内訳（その7）に該当内容を記載すること。
- ・事務所の利用料相当分を時価に換算した金額を記載すること。
- ・備考欄に「事務所の無償提供」と記載すること。

(イ) 支出

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 その他の経費（金銭以外のものによる寄附相当分）			
支出の目的	金額						年月日	支を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	1	2	0	0	0	0	○.12.24	E野六郎	○○市○○町○○番地	

- ・(ア)の収入は実際の収入ではないため、翌年への繰越額が実際の金額と不一致になる現象が生じるため、経理上の処理のため、支出にも同額を計上すること。
- ・支出の項目は政治活動費のその他の経費（その15）とし、支出の目的欄には、「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載すること。

(ウ) 領収書等を徵し難かった支出の明細書

第15号様式（第9条関係）

領収書等を徵し難かった支出の明細書

支 出 の 目 的	金額						年 月 日	領収書等を徵し難かった事情
	項 目	摘要	十億	百 億	千	万		
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分	1	2	0	0	0	○. 12 . 24	無償提供のため

- ・(イ)の支出は金銭を伴わない支出であり、領収書等を徵することができないと考えられるため、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」（第15号様式）を作成すること。

※無償提供であっても寄附に該当するため、「法人その他の団体からの寄附」の禁止など寄附の制限の対象となる。

イ 無償提供をした場合の記載方法（選挙運動用葉書及び選挙事務所の無償提供）

(ア) 支出

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	選挙関係費（陣中見舞）		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	選挙運動用葉書の届け出主（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
選挙運動用葉書の提供	十億	百万	5	0	0	0	0	円	○. 7. 5	A 川太郎	○○市○○町○○番地		
選挙事務所の提供			1	0	0	0	0	0	〃. 7. 10	〃	〃		

- ・無償提供分の支出について、時価に換算した金額を記載すること。
- ・備考欄に「無償提供」と記載すること。

(イ) 収入

(その6)

(6) その他の収入										備考		
適用	金額											
金銭以外のものによる寄附相当分			5	0	0	0	0	0	0	○. 7. 5	A川太郎に選挙運動用葉書を提供	
〃			1	0	0	0	0	0	0	○. 7. 10	A川太郎に選挙事務所を提供（8日間）	

- ・(ア)の支出は実際の支出ではないため、翌年への繰越額が実際の金額と不一致になる現象が生じるため、経理上の処理のため、収入にも同額を計上すること。
- ・収入の項目はその他の収入（その6）とし、摘要欄に「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載し、備考欄に無償提供をした日付や内容を記載すること。

(ウ) 領収書等を徵し難かった支出の明細書

第15号様式（第9条関係）

領収書等を徵し難かった支出の明細書

支出の目的		金額						年月日	領収書等を徵し難かった事情	
項目	摘要			5	0	0	0			
選挙関係費	選挙運動用葉書の提供			5	0	0	0	○. 7. 5	無償提供のため	
選挙関係費	選挙事務所の提供			1	0	0	0	0	○. 7. 10	〃

- ・(ア)の支出は金銭を伴わない支出であり、領収書等を徵することができないと考えられるため、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」（第15号様式）を作成すること。

㉖ 住所限定報告書について（様式（その7の2）（その8の2）（その11の2）（その12の2））

【提出は任意です】

個人寄附者等の個人情報の保護の観点から、令和9年1月1日以後に提出される収支報告書（令和8年分収支報告書）に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者（それぞれあっせんした者を含む。）であって、個人であるもの）の住所に係る部分をホームページにより公表するときに、市町村名までに限って公表することになりました。（これまででは、住所のすべて公表しておりました。）

ただし、当分の間、収支報告書がオンライン提出された場合に限り適用し、紙提出の場合は、様式（その7）（その8）（その11）（その12）と併せて「住所限定報告書」が提出された場合のみ、「住所限定報告書」を公表します。

※住所限定報告書の提出がない場合は、これまでどおり、住所のすべてを公表します。

3 個人献金に係る税の優遇措置（租税特別措置法第41条の18）

公職の候補者が、「政黨の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの（特定政党支部）」に対する寄附は、税の優遇措置が受けられなくなります。（令和8年1月1日以降の寄附）

（1）優遇措置の条件 市町村（政令指定都市を除く。）の長及び議員の後援会は対象になりません。

① 次の政治団体であること

- ・政党
- ・政治資金団体

・政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体で国会議員が主宰し、又は主要な構成員であるもの（国会議員氏名届を提出している政治団体）

・法第5条第1項第1号の政策研究団体（国会議員氏名届を提出している政治団体）

・特定の公職（国会議員、都道府県の議会の議員又は知事、政令指定都市の議会の議員及び長）の候補者等を推薦し、又は支持することを本来の目的とする団体（政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体、又は、被推薦書を提出している政治団体）

（これ以外に、特定の公職の候補者に対する選挙運動に関してされた寄附に優遇措置があります。）

② 収支報告書に寄附者の氏名等が記載されていること

適用を受けるには、寄附を受けた側が、収支報告書を提出し、その際に金額の多寡にかかわらず寄附者の氏名等を記載していかなければなりません。

③ 「寄附金（税額）控除のための書類」を提出し、その確認を受けていること

適用を受けようとする者は、政治団体から県選管（総務大臣所管の団体にあっては、総務大臣）の確認を受けた「寄附金（税額）控除のための書類」を受領し、領収書と共に税務署に確定申告をしなければなりません。

（注）税の確定申告期限（3月15日）までに収支報告書が提出できないときや、確認書の交付が遅れていて間に合わないときに、寄附者からこの確認書の交付を求められた場合は、とりあえず当該政治団体から交付された領収書を添付して申告するように助言して下さい。併せて、後日この確認書の交付を受けた後、直ちに税務署へ当該確認書を提出するように助言して下さい。

④ 特定の公職の候補者等の政治団体の場合は、当該候補者等が現職又は立候補していること。

・当該候補者等が落選した場合、立候補した年（12月末日まで）とその前年

・現職が落選した場合、現職であった年まで

・法第5条第1項第1号の政策研究団体は、国会議員氏名届で届けられている者すべてが現職ではなくなつたときは、優遇措置を受けられません。

⑤ その他

次の場合には、税の優遇措置が受けられません。

- ・政治資金規正法に違反する寄附
- ・立候補予定者（現職を除く。）が立候補しなかった場合に、その立候補予定者に係る政治団体に寄附をしたとき。
- ・候補者本人が自己の政治団体に寄附したとき。
- ・候補者がお互いに相手方の後援会に寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるとき。
- ・公職の候補者が、「政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの（特定政党支部）」に対する寄附（令和8年1月1日以降の寄附）

(2) 寄附金控除(所得控除)

① 特定寄附金の支出額

※ 特定寄附金とは、寄附金控除の対象となる寄附金をいい、個人が支出した政治活動に関する寄附金で(1)の要件に該当するものもこの特定寄附金に該当します。

② その年分の総所得金額・退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40パーセント相当額

①又は②のうち、少ないほうの金額から2千円を引いた金額が寄附金控除として所得から控除されます。

$$\boxed{\text{総所得金額等の40%又は特定寄附金の額のいずれか少ない方の金額}} - \boxed{2\text{千円}} = \boxed{\text{寄附金控除額}}$$

(3) 政党等寄附金特別控除（税額控除）

政党又は政治資金団体に対する個人の寄附は、(2)の寄附金控除(所得控除)の適用を受けるか、次の算式で計算した金額（ただし、所得税額の25%を限度とする）を「政党等寄附金特別控除」として所得税の税額から控除するか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

$$(\boxed{\text{その年中の政党等に対する寄附金の合計額}} - \boxed{2\text{千円}}) \times 0.3 = \boxed{\text{政党等寄附金特別控除額}}$$

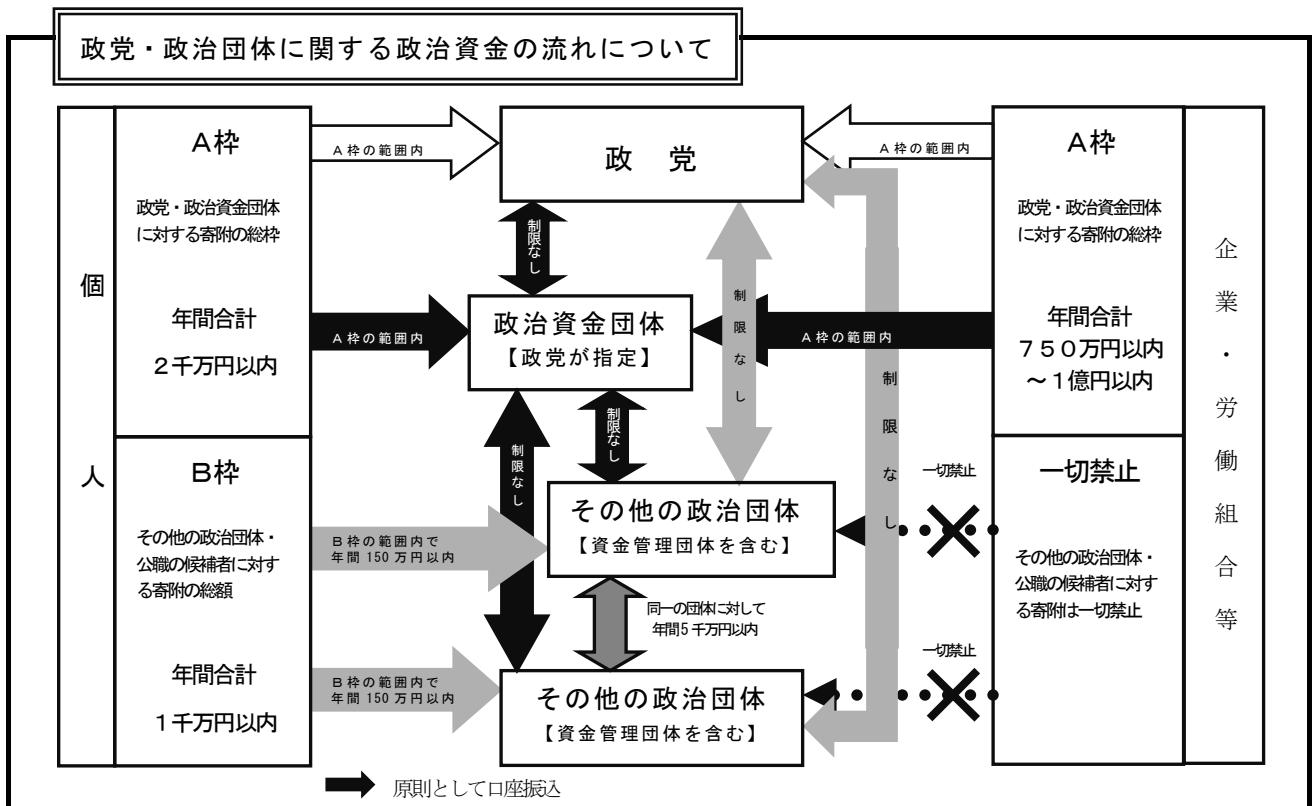
(※100円未満切り捨て)

不明な点は、各地域の税務署へ照会願います。

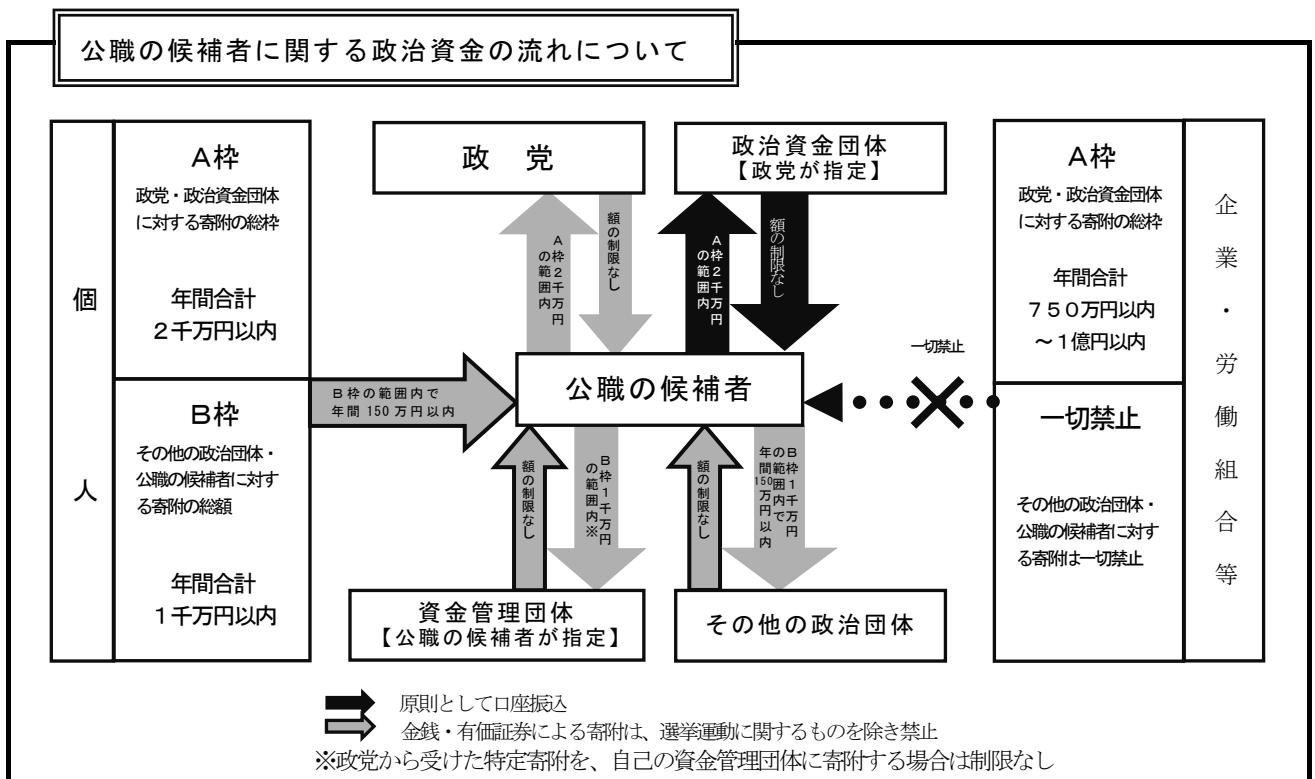
III 寄附の制限、禁止

政党・政治団体に関する政治資金の流れ

企業・労働組合等の団体が公職の候補者や政治団体に寄附をすることは禁止されています（政党・政治資金団体に対するものと除く）。また、個人ができる政治活動に関する寄附については、総枠の制限と個別の制限があります。



※個人からの寄附のうち、公職の候補者が自身の資金管理団体に対するもの及び遺贈によるものについては、特例がある。



1 寄附の制限、禁止（法21、21の2、21の3、22）

寄附のできる対象及び金額等については下表のとおりです。※令和9年1月1日から、政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附が禁止されます。

寄附者	受領者	同一の者への寄附限度額（個別制限）	総金額の限度額（総枠制限）	備考
個人	政党 政治資金団体	制限なし	A枠 2,000万円	※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対する寄附については、制限なし。
	資金管理団体	150万円 ※1	B枠 1,000万円 ※2	※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対する特定寄附については、制限なし。
	その他の政治団体 (後援会等)	150万円		
	公職の候補者	※3 (150万円)	※3	※3 金銭等によるものは禁止 (選挙運動に関するものを除く。)
会社 労働組合等の団体	政党 政治資金団体	制限なし	A枠 750万円～1億円 ※4	※4 資本金、構成員の数等によって異なる。 (別表を参照)
	資金管理団体	禁止	禁止	
	その他の政治団体 (後援会等)	禁止	禁止	
	公職の候補者	禁止	禁止	
政治団体	政党 政治資金団体	制限なし		
	資金管理団体	5,000万円	制限なし	
	その他の政治団体 (後援会等)	5,000万円		
	公職の候補者	※5 (制限なし)	※5 (制限なし)	※5 金銭等によるものは禁止 (選挙運動に関するものを除く。)
政党	政党 政治資金団体			
	資金管理団体	制限なし	制限なし	
	その他の政治団体 (後援会等)			
	公職の候補者	※6 (制限なし)	※6 (制限なし)	※6 金銭等によるものは禁止 (選挙運動に関するものを除く。) 【令和9年1月1日から】

※ 特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が政党から受けた寄附を資金管理団体に取り扱わせるため、当該資金管理団体に寄附するものをいう。）については、寄附の個別制限および総枠制限の適用がありません。また、自己資金を当該資金管理団体に寄附する場合は、寄附の個別制限の適用がありません。

※ いわゆる企業献金については、政党、政治資金団体以外の者に対して行うことはできません。なお、企業・労働組合等の団体が政治団体に対して支払う党費・会費も寄附として取り扱われます。

※ 政治資金団体に対する寄附（千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付（地上権の設定を含む。）による寄附を除く。）は、預金又は貯金の口座への振込み以外の方法ではできません。また政治資金団体も預金又は貯金の口座への振込み以外の方法で政治活動に関する寄附ができません。

(別表) 会社・労働組合その他の団体の規模別の寄附限度額

会社の資本金又は出資の金額	労働組合又は職員団体の組合員又は構成員の数	会社・労働組合又は職員団体以外の団体の前年における年間の経費の額(その他の団体)	政党・政治資金団体に対する寄附の限度額
10億円 未満	5万人 未満	2千万円 未満	750万円
10億円 ～ 50億円 以上 未満	5万人 ～ 10万人 以上 未満	2千万円 ～ 6千万円 以上 未満	1,500万円
50億円 ～ 100億円 以上 未満	10万人 ～ 15万人 以上 未満	6千万円 ～ 8千万円 以上 未満	3,000万円
100億円 ～ 150億円 以上 未満	15万人 ～ 20万人 以上 未満	8千万円以上 ～ 1億円未満	3,500万円
150億円 ～ 200億円 以上 未満	20万人 ～ 25万人 以上 未満	1億円以上 ～ 1億2千万円 未満	4,000万円
200億円 ～ 250億円 以上 未満	25万人 ～ 30万人 以上 未満	1億2千万円 ～ 1億4千万円 以上 未満	4,500万円
250億円 ～ 300億円 以上 未満	30万人 ～ 35万人 以上 未満	1億4千万円 ～ 1億6千万円 以上 未満	5,000万円
300億円 ～ 350億円 以上 未満	35万人 ～ 40万人 以上 未満	1億6千万円 ～ 1億8千万円 以上 未満	5,500万円
350億円 ～ 400億円 以上 未満	40万人 ～ 45万人 以上 未満	1億8千万円 ～ 2億円未満	6,000万円
400億円 ～ 450億円 以上 未満	45万人 ～ 50万人 以上 未満	2億円以上 ～ 2億2千万円 未満	6,300万円
450億円 ～ 500億円 以上 未満	50万人 ～ 55万人 以上 未満	2億2千万円 ～ 2億4千万円 以上 未満	6,600万円
500億円 ～ 550億円 以上 未満	55万人 ～ 60万人 以上 未満	2億4千万円 ～ 2億6千万円 以上 未満	6,900万円
550億円 ～ 600億円 以上 未満	60万人 ～ 65万人 以上 未満	2億6千万円 ～ 2億8千万円 以上 未満	7,200万円
600億円 ～ 650億円 以上 未満	65万人 ～ 70万人 以上 未満	2億8千万円 ～ 3億円未満	7,500万円
650億円 ～ 700億円 以上 未満	70万人 ～ 75万人 以上 未満	3億円以上 ～ 3億2千万円 未満	7,800万円
700億円 ～ 750億円 以上 未満	75万人 ～ 80万人 以上 未満	3億2千万円 ～ 3億4千万円 以上 未満	8,100万円
750億円 ～ 800億円 以上 未満	80万人 ～ 85万人 以上 未満	3億4千万円 ～ 3億6千万円 以上 未満	8,400万円
800億円 ～ 850億円 以上 未満	85万人 ～ 90万人 以上 未満	3億6千万円 ～ 3億8千万円 以上 未満	8,700万円
850億円 ～ 900億円 以上 未満	90万人 ～ 95万人 以上 未満	3億8千万円 ～ 4億円未満	9,000万円
900億円 ～ 950億円 以上 未満	95万人 ～ 100万人 以上 未満	4億円以上 ～ 4億2千万円 未満	9,300万円
950億円 ～ 1,000億円 以上 未満	100万人 ～ 105万人 以上 未満	4億2千万円 ～ 4億4千万円 以上 未満	9,600万円
1,000億円 ～ 1,050億円 以上 未満	105万人 ～ 110万人 以上 未満	4億4千万円 ～ 4億6千万円 以上 未満	9,900万円
1,050億円 以上	110万人 以上	4億6千万円 以上	1億円

2 寄附の制限一覧

政治資金規正法 → 規正法
公職選挙法 → 公選法

【寄附の定義】

(1) 規正法での寄附 (規正法4条③)

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの。

(2) 公選法での寄附 (公選法179条②)

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの。

【用語の説明】

(1) 公職の候補者

公職選挙法の規定により候補者として届出があった者、当該候補者となろうとする者（立候補を予定している者）又は公職にある者（現職の者）

(2) 一定期間（公選法199条の5）

- ① 衆議院議員総選挙・・・任期満了の日の90日前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで
- ② 参議院議員通常選挙・・・任期満了の日の90日前から選挙の期日まで
- ③ 地方公共団体の選挙・・・任期満了の日の90日前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで
- ④ 補欠選挙・再選挙・・・選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで

(3) 選挙区内にある者（公選法199条の2等）

その者が選挙権、被選挙権を有すると否とにかかわらず、当該選挙区内に住所・居所を有する者及び住所・居所は有しないが寄附を受ける際に当該選挙区内に滞在する者をいい、かつ、自然人・法人のみでなく、人格なき社団（任意団体）や国・地方公共団体も含む。

誰もが受けはいけない寄附

- (1) 量的制限等に違反する寄附の受領（規正法22条の2）
- (2) 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けていること等により寄附することが制限される会社・法人からの政治活動に関する寄附（規正法22条の3⑥）
- (3) 三事業年度以上赤字の会社からの寄附（規正法22条の4②）
- (4) 外国人等からの寄附（規正法22条の5）
- (5) 他人名義又は匿名による寄附（規正法22条の6③）
- (6) 国・地方公共団体と請負契約をしている者等からの選挙に関する寄附（公選法200条②）

誰もが求めてはいけない寄附

- (1) 会社等に対する寄附の勧誘・要求（規正法21条③）
- (2) 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けていること等により、寄附することが制限される会社・法人に対する政治活動に関する寄附の勧誘・要求（規正法22条の3⑤）
- (3) 公務員に対する公務員の地位利用による寄附への関与の要求（規正法22条の9②）

- (4) 候補者等に対する選挙区内にある者への寄附の勧誘・要求（公選法199条の2③）
- (5) 候補者等を名義人とする選挙区内にある者への寄附の勧誘・要求（公選法199条の2④）
- (6) 国・地方公共団体と請負契約をしている者等に対する選挙に関する寄附の勧誘・要求（公選法200条①）

【出してはいけない寄附】

【誰もが出してはいけない寄附】

- (1) 公職の候補者への寄附（規正法21条の2①）
　　公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く）に関する金銭等の寄附の禁止（ただし、政党がする寄附を除く。）
- (2) 他人名義又は匿名による寄附（規正法22条の6①）
- (3) 選挙運動に関する飲食物の提供（公選法139条）
- (4) 後援団体の集会、行事等における選挙前の一定期間内の選挙区内にある者に対する金銭又は記念品等の供与等（公選法199条の5②）

【会社等の寄附制限】

- (1) 会社、労働組合及びその他の団体（政治団体を除く）の、政党、政党支部及び政治資金団体以外への政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附（規正法21条）
- (2) 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けている会社・法人の政治活動に関する寄附（規正法22条の3①、②）
- (3) 三事業年度以上赤字の会社の寄附（規正法22条の4①）

【寄附の量的制限】

- (1) 総枠制限を超える寄附（規正法21条の3）
- (2) 個別制限を超える寄附（規正法22条）

【請負者等の寄附の禁止】

- (1) 国・地方公共団体と請負等の契約の当事者からの選挙に関する寄附（公選法199条①）
- (2) 国・地方公共団体から利子補給の対象である融資を受けている会社その他の法人からの選挙に関する寄附（公選法199条②）

【公職の候補者が出してはいけない寄附】

- (1) 選挙区内にある者に対する寄附（公選法199条の2①）
 - ① 政党、その他の政治団体又はその支部、② 親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）
 - ③ 政治教育集会（※）の実費補償を除き、選挙区内にある者への寄附は、いかなる名義であっても禁止。

※ 政治教育集会であっても、①饗応接待が行われるようなもの、②選挙前の一定期間内に行われるものは禁止。

〈禁止されるが罰則の適用がないもの〉

- ① 結婚披露宴へ自ら出席した場合の祝儀（公選法249条の2③）
 - ② 葬式へ自ら出席した場合の香典（公選法249条の2③）
- ※①、②とも当該選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。
- (2) 選挙区内にある者に対する公職の候補者名義の寄附（公選法199条の2②）
 - (3) 後援団体（資金管理団体を除く。）に対する選挙前の一定期間内の寄附（公選法199条の5③）

【後援団体が出してはいけない寄附】

後援団体が、当該選挙区内にある者に対し次に掲げるもの以外の寄附をすることは禁止されます。（公

選法 199 条の 5①)

- (1) 政党・政治資金団体、その他の政治団体又はその支部に対する寄附
- (2) 当該団体が後援する政治家に対する寄附（政治活動に関する寄附の場合は、選挙運動に関するもの以外「金銭等」による寄附は禁止される。）
- (3) 当該団体が設立目的により行う行事又は事業に関する寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを除く。）ただし、当該団体の行事又は事業であっても、選挙前の一定期間内は禁止されます。

【その他】

- (1) 政治団体の届出前の寄附又は支出の禁止（規正法 8 条）
- (2) 寄附のあっせんに関する制限
 - ① 寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止（規正法 22 条の 7 ①）
 - ② 寄附者の意思に反するチェック・オフの禁止（規正法 22 条の 7 ②）
- (3) 公務員の地位利用による寄附等への関与等の制限（規正法 22 条の 9 ①）
- (4) 公務員に対する上記(3)の行為の要求の禁止（規正法 22 条の 9 ②）
- (5) 出納責任者の届出前の寄附の受領及び支出の禁止（公選法 184 条）
- (6) 関係会社等が政治家の氏名を表示し又は氏名が類推される方法による寄附の禁止（政党その他の政治団体に対するものを除く。）（公選法 199 条の 3）
- (7) 候補者等の氏名を冠した団体の当該選挙に関する寄附の禁止（政党その他の政治団体、又は公職の候補者等に対するものを除く。）（公選法 199 条の 4）
- (8) 「渡切りの方法」による経費支出の禁止（規正法 8 条の 2 の 2）【令和 8 年 1 月 1 日から】
一般論として以下のよう性格を有する支出（各政治団体において実態に応じて判断）
例：① 政治団体の役職員又は構成員に対する支出
② 政治団体が決定した一定の活動に使用すべき義務を負うもの
③ 支出を受けた者の責任及び計算において使用することができ、精算や返納が不要なもの

3 寄附関係 Q & A

(7) 公職の候補者の寄附禁止関係

（注）「公職の候補者」とは、「候補者、候補者となろうとする者及び公職にある者」のことです。

① 公職の候補者の行う寄附の禁止

〈結婚披露宴の祝儀、葬式の香典〉

Q-1 罰則をもって禁止される公職の候補者の祝儀、香典の例を示して下さい。

- A (1) 公職の候補者が結婚披露宴や葬式に出席を予定している場合であっても、祝儀や香典を事前に相手方に届けること。
(2) 公職の候補者の秘書や配偶者などの親族が葬式に代理出席して政治家の香典を相手方に渡すこと。
(3) 公職の候補者が葬式の際、供花・花輪を相手方に対して出すこと。
(4) 密葬の日の後、公職の候補者が弔問して香典を相手方に渡すこと。

（注）いずれも相手方が選挙区内にある者で親族でない場合です。

Q-2 罰則の適用にならない香典は金銭に限られますか。例えば、線香を持っていくことはどうですか。

A 香典は金銭に限られますので、線香を持っていくことは罰則を持って禁止されます。

Q-3 「祝儀」は、金銭に限らず、品物も含みますか。

A 品物も含みます。

〈会費と寄附〉

Q-4 会費制の結婚披露宴に公職の候補者が出席し、定められた「会費」を支払うことは差し支えないと考えてよいですか。

A 徴収の根拠、範囲、金額、徴収方法等からみて「会費」と認められるものである限り、禁止されません。

Q-5 会費制でない結婚披露宴に公職の候補者が招待された場合、本人が出席できないため秘書を代わりに出席させ、かつ、相手方（親族でない選挙区内にある者）の了解のもとに提供される料理代等に見合う実費程度の金銭を相手方に支払う場合

(1) 公職の候補者が経費を負担して政治家の名義で支払うことはどうですか。

(2) 公職の候補者が経費を負担して秘書の名義で支払うことはどうですか。

A いずれも公選法第199条の2第1項に違反し罰則の対象となります。

Q-6 会費制でない出版祝賀会に公職の候補者が招待された場合において、提供される料理代等に見合う実費程度の金銭を相手方（親族でない選挙区内にある者）に出すことは、差し支えありませんか。

A 罰則をもって禁止されます。

〈その他〉

Q-7 罰則をもって禁止される公職の候補者の行う寄附の例を示して下さい。

A (1) 公職の候補者が妻や秘書名義で親族でない選挙区内にある者に対して寄附すること。
(2) 公職の候補者が氏子である神社や檀家となっている寺（選挙区内にあるもの）の社殿や本堂の修復のため、政治家が寄附すること。

(3) 町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ること。

(4) 町内会の野球大会に際して優勝者の持ち回りとするためのカップを貸与すること。

Q-8 公職の候補者が自筆の色紙を選挙区内にある者に対して贈ることはどうですか。選挙区内にある者から差し出された色紙にサインをすることはどうですか。

A 色紙を贈ることは寄附にあたりますので禁止されます。相手方が持参した色紙にサインをすること自体は、一般的には寄附にあたりません。

② 公職の候補者を名義人とする寄附の禁止

Q-9 A株式会社社長の甲野太郎が公職の候補者である場合、A株式会社が「A株式会社社長甲野太郎」と記載したのし紙をつけた中元を選挙区内にある者に贈ることはできますか。

A 公選法第199条の3の政治家の関係会社等の寄附の禁止規定に該当するものであり、選挙に関するものであれば罰則の対象となります（法第249条の3）。また、寄附の態様により、会社でなく公職の候補者が寄附していると相手方に思わせる場合（例えば、「甲野太郎」の部分をことさら大書し、あるいは「甲野太郎からです」などという場合）には、「政治家を寄附の名義人とする寄附」にも該当し、選挙に関するものでなくとも罰則の対象となります。

③ 励誘・要求

Q-10 町内会の役員が町内にいる公職の候補者に対して祭りの寄附を勧誘・要求することはできませんか。

A できません。

Q-11 公職の候補者を威迫して寄附の勧誘・要求をした場合は罰則の対象となりますか、この「威迫」とはどういう意味ですか。

A 「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」という意味です。

(イ) 後援団体の寄附禁止関係

Q-12 後援団体が会員のゲートボール大会を開催した場合、後援団体が優勝者（選挙区内にある者）に高額な時計を贈ることはどうですか。

A 高額な時計を寄贈することは後援団体の設立目的により行う行事、事業に関する寄附とは認められない場合が多く祝儀に該当すると認められる場合もあると考えられます。（祝儀に該当すると認められる場合は罰則があります。）

Q-13 後援団体が選挙区内にある者に対してすることが禁止される寄附の例を示して下さい。

- A (1) 会員あるいはその身内の不幸に際し、花輪、香典を出すこと。
- (2) 町内老人会の設立10周年記念やソフトボール大会に祝いを出すこと。
- (3) 選挙区内にある者の家の新築祝いを出すこと。

(ウ) あいさつ状の禁止

Q-14 年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（時候のあいさつ状）のうち、答礼のための自筆によるものは禁止の対象外ですが、次のようなあいさつ状は自筆のものとは認められませんか。

- (1) 印刷した時候のあいさつ状に政治家が住所と氏名を自署したもの。
- (2) パソコンなどの電子機器で作成した時候のあいさつ状

A 自筆のものとは認められません。（こうした時候のあいさつ状を選挙区内にある者に出すことは禁止されます。）

Q-15 印刷した年賀状などのほか選挙区内にある者に対し出すことが禁止されるあいさつ状の例を示して下さい。

- A (1) 「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」なる欠礼ハガキ
- (2) 年賀電報、電子郵便により送る年賀のためのあいさつ状
- (3) ファックスにより送る年賀のためのあいさつ状
- (4) クリスマスカード

Q-16弔電や各種の大会についての祝電は禁止されますか。

A 禁止されていません。

(イ) あいさつを目的とする有料広告の禁止

Q-17 選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることは禁止されますか。

A 政策広告は、一般的にはあいさつを目的とする有料広告ではありません。しかし、有料の政策広告の中に「あいさつ」文を入れることにより、全体としてみて、主として年賀、慶弔などのためにするあいさつを目的とした広告と認められる場合があります。このような場合には、その有料広告は罰則をもって禁止されます。

Q-18 禁止される「慶弔、激励、感謝その他これらに類するものためにするあいさつ」とは、

具体的にどのようなものが考えられますか。

A 各種大会の祝いや人の死亡についてのあいさつ、高校野球大会の出場に際しての激励のあいさつ、災害見舞い等が禁止されるあいさつに含まれます。

Q-19 会葬御礼廣告として禁止される例を示して下さい。また死亡廣告として許される例を示して下さい。

A (1) 会葬御礼として禁止される例としては、次のようなものが考えられます。

ご会葬御礼

(例) 喪主が政治家の場合

(2) 死亡広告として禁止されていない例としては、次のようなものが考えられます。

弊社代表取締役× × × × 儀かねて病気療養中のところ
△△月△△日午後△時△△分永眠いたしました
ここに生前のご厚誼を深謝し謹んでご通知申し上げます
尚 密葬の儀は△△月△△日近親者により相済ませました
追って葬儀並びに告別式は合同社葬をもって下記の通り執り行います

記

一 日 時	△△月△△日 (△)	葬 儀	午後一時～二時
二 場 所	△ △ △	告別式	午後二時～三時
令和△年△△月△△日			

株式会社 ▲ ▲ ▲
株式会社 △ △ △
葬儀委員長 ○ ○ ○ ○
喪 主 □ □ □ □
妻 □ □ □ □

(例) 葬儀委員長、又は喪主が政治家の場合

IV 政治団体の政治活動

後援団体の政治活動に関する立札及び看板の類

(公選法第143条第16項)

後援団体は、その政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する立札及び看板の類を、政令で定める範囲内で、かつ当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2限り、掲示することができる。

- 「後援団体」とは、公選法第199条の5第1項に規定するものである。すなわち、政党その他の政治団体又はその支部で、特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者等を推薦し若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもののことである。個々具体的な団体が後援団体であるか否かについては、結局、各団体の活動の実態等から具体的に判断せざるを得ないが、その団体の通常時における活動から総合的に判断することとなる。
- 「立札及び看板」とは、一般的には「立札」とは、その構造上、独立してこれを立てるか又は施設若しくは物件に立てかけられるものを意味し、「看板」とは、施設又は物件に比較的固定的にとりつけられるものを意味すると考えられている。なお、立札及び看板の類は、平面による効果を期待していると思われる所以立体的なもの、たとえば廣告塔のようなもの、又はあんどん型ちょうちんのようなものは、立札及び看板の類には含まれないものである。
- 「政治活動のために使用する事務所」とは、後援団体がその政治活動のために各種の事務を行う場所として定めたものであり、又、その実態からみてもそのようなものとして使用されているものをいう。
- 「その場所において」とは、事務所の設置の場所と社会通念上合理的に判断される場所であることを要する。
- 「通じて2」とは、立札及び看板の類を通じて2という意味である。

(1) 立札及び看板の類の総数(公選法施行令第110条の5)

立札及び看板の類の総数は、次に掲げる各選挙の区分に応じて、後援団体、候補者等について、それぞれ下記の数の範囲内でなければならない。

選挙の区分	後援団体 同一の候補者に係る後援団体 の全てを通じて下記の数	候補者等	証票交付申請先
ア 衆議院議員選挙 (小選挙区選出議員に係るもの)	15	10	県選管
イ 衆議院議員選挙 (比例代表選出議員に係るもの) ※ 北関東ブロック	60 ただし1の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域においては15を超えることができない	40 ただし1の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域においては10を超えることができない	中央選管 (総務省)
ウ 参議院議員選挙 (選挙区選出議員に係るもの) ※ 茨城県選挙区	24	16	県選管
エ 参議院議員選挙 (比例代表選出議員に係るもの)	150 ただし茨城県内においては24を超えることはできない	100 ただし茨城県内においては16を超えることはできない	中央選管 (総務省)
オ 茨城県知事選挙	24	16	県選管
カ 県議会議員選挙	6	6	
キ 市議会議員又は市長選挙	6	6	市町村選管
ク 町村議会議員又は町村長選挙	4	4	

(2) 立札及び看板の類の規格その他（公選法第143条第16項、第17項）

① 掲示場所	政治活動のために使用される事務所
② 枚数	選挙の種類により一定の枚数以内で1事務所につき2枚が限度
③ 看板の規格	縦150cm×横40cm以内（「脚」の部分を含む。）
④ 証票の貼付	<u>中央選挙管理会又は選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものに限り掲示できる。</u>

(注1) 立札及び看板の類は、事務所ごとにその場所へ掲示されるものであり、事務所の実体のない場所や自動車等に取り付けて掲示することはできません。

(注2) 選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができますが、選挙運動期間中に新たに掲示することはできません。

(3) 政治活動用ポスターの掲示の禁止

候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。）の政治活動のために使用されるポスター（当該候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの。）及び後援団体の政治活動のために使用されるポスター（後援団体の名称を表示するもの。）の掲示については、**ベニヤ板、プラスチック板等で裏打ちされたものは禁止されている。**

また、裏打ちされたポスター以外のポスターについても、候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示するために掲示するもの及び各選挙ごとにそれぞれ選挙前の一定期間（下記の日から選挙の期日までの間）内に当該選挙区内に掲示するものは禁止されている。

衆議院議員総選挙	任期満了の日の6月前の日又は衆議院の解散の日の翌日から
参議院議員通常選挙	任期満了の日の6月前の日から
地方選挙	任期満了の日の6月前の日又は選挙を行うべき事由が告示された日の翌日から

(4) 関係実例判例（候補者等及び後援団体の政治活動用の文書図画の掲示）

① 立札、看板の類の意義

(問) ガラス板を四角に囲み、中に電灯を灯し、表面の一面又は二面に記載したものは、後援団体等の事務所の立札及び看板の類として使用できるか。

(答) 立札及び看板の類と認められないで使用できない。

② 候補者等の政治活動用文書図画とその他の文書図画との区別

(問) 下記の立札及び看板の類又はベニヤ板などで裏打ちされたポスターは、候補者等が政治活動のために使用するものとして規制の対象になるか。 (注 □□□□は候補者等の氏名)

- (1)

○○○党市民相談
担 当 □□□□
電話番号 ····

- (2)

○○党時局講演会

- (3)

△△医院

- (4)

弁護士事務所

(答) (1) 様様によっては候補者等の政治活動や選挙運動となるおそれがあるので、候補者等の氏名の記載は差しひかえられたい。

(2) 候補者等の氏名が通常の文字で候補者等以外の弁士とともに記載されている場合には、消極に解する。

(3) 及び(4) 公選法第129条、第146条に違反しない限り差し支えない。

③ 駐車場の表示と後援団体の政治活動用立札及び看板の類

(問) 下記の立札及び看板の類は、後援団体が政治活動のために使用するものとして規制の対象になるか。

○○後援会
専用駐車場

(答) 記載内容、大きさ、使用の態様等からみて、後援団体の政治活動のために用いられていると認められる場合には掲示できない。なお、場合によっては、公選法第129条、第146条に抵触することもある。

④ 後援団体等の事務所用立札及び看板の類の両面使用と数の規制

(問) 後援団体等の事務所の立札及び看板の類の両面使用は、数の規制の上では2枚として計算されるのか。

(答) お見込みのとおり。(したがって、証票は両面に貼らなければならない。)

⑤候補者等の事務所と後援団体の事務所とが同居している場合の立札及び看板の類の数

(問) 一つの場所に候補者等の事務所と後援団体の事務所とが同居している場合、その場所にはそれぞれ2枚の立札及び看板の類を掲示することができるか。

(答) それぞれの事務所の実態がある場合は、お見込みのとおり。

⑥ 選挙期間中における後援団体の文書図画の掲示

(問) 候補者等の氏名を冠した名称の後援団体が、選挙期間中、当該名称の表示をした事務所用立札及び看板の類を新たに掲示することはできるか。（公選法第201条の13関連）

(答) できない。

⑦ とびらへの記載と立札及び看板の類

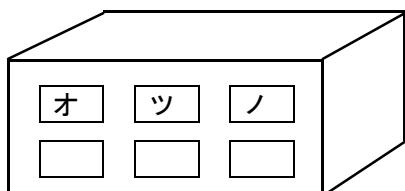
- (問) 事務所の入口のとびらに規格内の枠を設けて直接後援団体の名称を記載したものは、公選法第143条第16項第1号の立札及び看板の類として使用できるか。
- (答) お見込みのとおり。

⑧ 後援団体の数と支部

- (問) 後援団体が各市町村ごとに支部をおき、当該支部は、それぞれ独自に政治団体の届出をしている場合、これら支部をそれぞれ独立の後援団体として公選法第143条第16項を適用できるか。
- (答) 当該後援団体がその本部支部を通じて一体的な政治活動をしているものであれば、その支部も含めて一つの後援団体であると解する。

⑨ 事務所のガラス窓へのポスターの貼付

- (問) 候補者等の事務所のガラス窓へ次のように、候補者等の氏名又はそれが類推される事項を表示したポスターを貼ることは規制されるか。



(答) 掲示の態様によっては、公選法第129条、第146条に違反するおそれがある。

⑩ 政党の掲示板への候補者等の氏名の記載

- (問) 政党の掲示板に掲示責任者として候補者等の氏名を記載することは違法か。
- (答) 候補者等の氏名を大書するなど、候補者等の政治活動用又は選挙運動用の文書図画と認められない限り消極に解する。

⑪ 自動車の車体に後援会の名称を記載すること。

- (問) 後援会の宣伝用自動車の車体に当該後援会の名称を直接記載することは、公選法第143条第16項に違反するか。
- (答) 一般には政治活動のための文書図画として公選法第143条第16項の違反となる。

⑫ 政党の政治活動用文書図画と候補者等の政治活動用文書図画との区別

- (問) 政党の演説会告知用ポスターで当該選挙区の議員一人を弁士として記載したものをベニヤ板に裏打ちして掲示できるか。
- (答) 記載の態様等により判断されるべきものと思うが、一般には議員個人の政治活動のためその氏名等を表示する裏打ちポスターとみられる場合が多い。

[参考] 後援会活動と選挙運動について

- 1 政治団体としての後援会は、周囲の人々が、政治家の人格等を敬慕してその人の政治的活動を後援することを目的として結成されるものと言われています。ですから、後援会活動は、あくまでその政治家の主義・主張の普及・宣伝等の政治活動が中心になると思われます。
- 2 一方、選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者の当選を得しめるために行う一切の運動を意味し、その候補者が立候補した日から投票日の前日の間においてしかできません。
- 3 選挙告示直前によく行われる後援会活動に名を借りた売名行為等は、選挙の公正を害する事前運動として取締りの対象とされています。

後援会はあくまで政治活動を行うことを目的とする団体であり、公選法の適用上、この政治活動からは上記2の選挙運動は除かれていることに十分注意して下さい。

- 4 選挙運動にわたらぬ純然たる政治活動であっても、国政選挙、知事、市長、都道府県議会議員の選挙期間中は、原則として当該選挙の選挙区内において、政談演説会の開催、政治活動用自動車の使用、ビラ等の文書図画の頒布等が制限されますので、ご注意ください（公選法第201条の5～15関連）。

なお、その他の選挙を含め、選挙期間中は、掲示又は頒布する文書図画に、当該選挙区の候補者の氏名又は氏名類推事項を記載することや連呼行為はできません。

記載例 1
(公職の候補者等分)

証 票 交 付 申 請 書
(公職の候補者等分)

令和〇年〇月〇日

茨城県選挙管理委員会委員長 殿
市(町)(村)選挙管理委員会委員長

候補者等	氏名	甲野太郎	印
	住所	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地	
	電話	〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇	
	職業	〇〇〇〇	

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 公職の種類	衆議院議員(小選挙区選出)	参議院議員(選挙区選出)
	知事	県議会議員
	市町村長	市町村議會議員

2 証票交付申請枚数 6 枚

該当する公職の種類を○で囲んで下さい。

枚数制限があります。(P79を参照)

3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数等

事務所の所在地	立札・看板の数	立札・看板の規格及び記載内容
○○市○○町○○番地	1	
○○市○○町○○番地	2	
○○市○○町○○番地	2	
○○市○○町○○番地	1	
		 <p>↑ 1箇所につき2枚まで</p> <p>150cm</p> <p>40cm</p> <p>最大で150cm×40cmで脚や枠等を含めた大きさです。</p>

証 票 交 付 申 請 書
(後援団体分)

令和〇年〇月〇日

茨城県選挙管理委員会委員長 殿
 市(町)(村)選挙管理委員会委員長

後援団体の名称	甲野太郎後援会
代表者の氏名	乙野次郎 印
主たる事務所の所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地
電話	〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 4 項の証票の交付を受けたいので、同条第 5 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 推薦し、又は支持する候補者

氏 名 甲野太郎

住 所 〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地 電 話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

職 業 〇〇〇〇

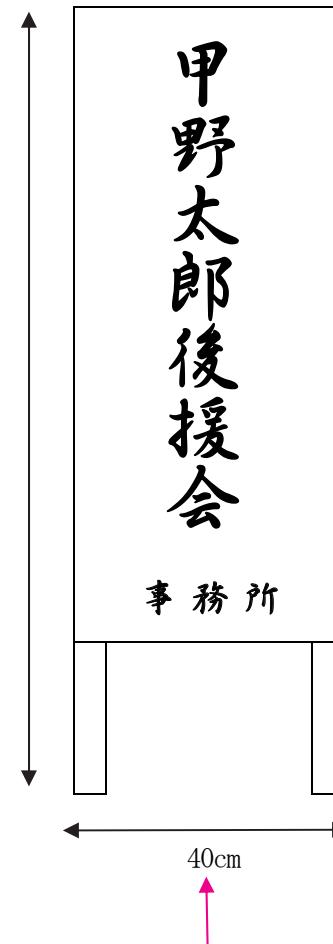
公職の種類 県議会議員

2 政治団体としての届出先 茨城県選挙管理委員会

3 証票交付申請枚数 6 枚

枚数制限があります。(P79 を参照)

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数等

事務所の所在地	立札・看板の数	立札・看板の規格及び記載内容
○○市○○町○○番地	1	
○○市○○町○○番地	2	
○○市○○町○○番地	2	
○○市○○町○○番地	1	
		 <p>1箇所につき2枚まで</p>

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は（0）枚です。

令和〇年〇月〇日

既に交付された総数なので、通常は0となる。
数回に分けて交付を受ける場合や、他の後援
団体で交付を受けている場合のみ、その総数
を記載。

候補者の氏名

甲野太郎

印

V 政治資金関係申請・ 届出オンラインシステム

政治資金関係申請・届出オンラインシステム

政治資金規正法に基づく各種の届出や収支報告を、インターネットから原則 24 時間 365 日どこからでも行えるシステムです。

なお、令和9年1月1日より、国会議員関係政治団体は、政治資金収支報告書の提出が義務化されます。

そのため、国会議員関係政治団体は、令和8年中に、【(2)利用申請の手続】を行ってください。

※オンライン提出には様々な準備が必要なことから、義務化に円滑に対応いただくため、義務付け前の令和7年分収支報告書からオンライン提出をご検討ください。

(1) 政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用することの主なメリット

- ① 平日でも休日でも、24時間 365 日提出が可能となる。
- ② 窓口に行く必要がなくなり、移動時間や待ち時間がなくなる。
- ③ 窓口までの交通費、用紙代及び印刷代が不要となる。

(2) 利用申請の手続

政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用するためには、利用申請を行う必要があります。

申請方法には、インターネットを利用した電子申請【公的個人認証方式】（マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが必要です。）と、申請書による申請【ID・パスワード方式】（記載例 P91）があります。

申請方法の詳細は、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」ホームページ [<https://kyoudou.soumu.go.jp/>] よりご確認ください。

なお、申請方法、申込者区分（代表者、会計責任者）に応じて、ご利用できる手続きが異なりますのでご注意ください。

国会議員関係政治団体は、収支報告書のオンライン提出が義務化されることから、まずは会計責任者の区分で申請をお願いいたします。

その上で、解散の予定がある団体においては、【代表者の区分での申請】と【公的個人認証方式が利用できるようマイナンバーカード及び IC カードリーダライタの準備】をお願いします。



「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」ホームページはこちら

【申請の違いによる利用可能な手続き一覧】

手続	公的個人認証方式		ID・パスワード方式	
	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者
政治団体設立届	○			
政治資金団体指定届	○		○	
政治資金団体指定取消届	○		○	
届出事項等の異動届	○		○	
政治団体解散届	○※1	○※1		
政治団体支部解散届	○※2		○※2	
資金管理団体指定届	○		○	
資金管理団体届出事項の異動届	○		○	
資金管理団体指定取消届	○		○	
資金管理団体でなくなった旨の届	○		○	
収支報告書	定期分		○	○
	解散分	○※1	○※1	

※ 1 代表者、会計責任者による連名での電子署名が必要となります。

※ 2 政治団体の本部は、支部が解散したときは支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、支部が解散した旨及びその年月日を届け出ることができます。

〈収支報告書の添付書類に係るオンラインでの提出について **※国会議員関係政治団体のみ**〉

1 政治資金監査報告書

国会議員関係政治団体の会計責任者は、登録政治資金監査人から交付された政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出しなければなりません。

会計責任者がオンラインにより政治資金監査報告書を提出するためには、登録政治資金監査人から電子署名を付与した政治資金監査報告書（電子データ）の交付を受ける必要があります。

ただ、登録政治資金監査人が電子署名を付与することができないなどの理由により、政治資金監査報告書が書面により交付された場合には、会計責任者は、郵送等により提出をお願いします。（書面をスキャンしてオンラインで提出することはできません。）

2 確認書（令和8年分収支報告書から）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、代表者から交付された確認書を収支報告書に併せて提出しなければなりません。（詳細は、P17 参照）

会計責任者がオンラインにより確認書を提出するためには、代表者から電子署名を付与した確認書（電子データ）の交付を受ける必要があります。

ただ、代表者が電子署名を付与することができないなどの理由により、確認書が書面により交付された場合には、会計責任者は、郵送等により提出をお願いします。（書面をスキャンしてオンラインで提出することはできません。）

政治資金関係申請・届出オンラインシステム新規利用者登録申込書 記載例

政治団体 ID	
外字置き換え候補	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※行政機関記入欄

受付印

政治資金関係申請・届出オンラインシステム
新規利用者登録申込書

令和〇年一月一〇日

総務省 殿

茨城県 選挙管理委員会 殿

「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」について、利用規約に同意した上で新規利用者登録を申し込みます。

申込者 (下記政治団体 の代表者又は会 計責任者)	ふりがな	おつ の	じろ う		
	氏名	乙野	次郎		
	住所	(〒310-0011)			
		茨城	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input checked="" type="checkbox"/> 県	水戸	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
		三の丸1〇〇			
	電話番号	029-000-0000			
	生年月日	□明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	30 年 10 月 1 日		
	メールアドレス (ユーモ ID)	×××@△△△.com			
	本人確認書類	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 官公庁が発行した身分証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (原本) <input type="checkbox"/> 特殊法人、独立行政法人、地方独立行政法人が発行した身分証明書 <input type="checkbox"/> その他()			
申請者区分 (代理人が申請する場 合は委任状が必要)	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 代理人氏名 ※ 郵送の場合は代理人申請不可				
政治団体	ふりがな	こうのたろうこうえんかい			
	名称	甲野太郎後援会			
	主たる事務所の 所在地	(〒310-0011)			
		茨城	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input checked="" type="checkbox"/> 県	水戸	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
		三の丸2〇〇			
主たる活動区域	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの都道府県区域で活動 <input type="checkbox"/> 二以上の都道府県にまたがって活動				
申込者区分	<input type="checkbox"/> 代表者 <input checked="" type="checkbox"/> 会計責任者 注) 収支報告書の提出は会計責任者区分での申込 みとなります(代表者兼任でも可)	解散団体 (既に解散している政治団 体の場合にチェック)	<input type="checkbox"/>		
初期パスワード通知書の郵送先 (主たる事務所の所在地への郵送を希望する場合にチェック)	<input type="checkbox"/> ※ チェックがない場合は申込者の住所に郵送されます。				

【注意事項】

- 政治団体の届出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会へ直接又は郵送によりお申し込みください。
- 申込者区分(代表者・会計責任者)によりご利用いただける手続きが異なります。収支報告書の提出は会計責任者区分での申込みが必要です(代表者と兼任でも可能)。
- 申込者の氏名、住所及び生年月日は、政治団体に係る届出及び本人確認書類の氏名、住所及び生年月日と一致している必要があります。
- 郵送で申し込みいただく場合は、利用者(申込者)の本人確認書類を添付してください。なお、本人確認書類に係る個人情報は、本利用申し込みの審査以外の目的では使用いたしません。
- 外字置き換えの候補を希望する場合は、申請メールアドレスあてに、後日ヘルプデスクから置き換え漢字の候補が送付されます。

VI 各種樣式集

受付印

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(印)

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(ふりがな) 名 称				政治団体の区分
目 的		別紙のとおり		<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党的支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
組織年月日		令和 年 月 日		
主たる事務所の所在地址		(〒) (電話)		
主たる活動区域				
区 分	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日
代 表 者		(〒) (電話)	大正・昭和・平成 ・ ·	令和 ・ ·
会計責任者		(〒) (電話)	大正・昭和・平成 ・ ·	令和 ・ ·
会計責任者の職務代行者		(〒) (電話)	大正・昭和・平成 ・ ·	令和 ・ ·
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
国会議員 関係政治 団体の区分	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類 (現職・候補者等)	
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体		(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る 公職の種類
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第3号に係る国会議員関係政治団体		(現職・候補者等)	
		別紙国会議員氏名届のとおり		

特定パーティー開催計画書

令和 年 月 日

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(印)

政治資金規正法第18条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

政治資金パーティーの名称	
開 催 年 月 日	令和 年 月 日
開 催 場 所	(〒) (電話)
収 入 の 予 定 金 額	円
パー テ イ ー 券 1 枚 当たり の 予 定 販 売 単 価	円
収 益 の 予 定 支 出 先	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 「開催場所」欄には、例えば、「茨城県水戸市○○町1丁目1番1号○○会館○○の間」というように詳細に記載すること。
- 4 「収入の予定金額」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る予定される収入の金額を記載すること。
- 5 「収益の予定支出先」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名、住所及び職業(その者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)を記載すること。
- 6 法第22条の8第2項の書面(当該書面に当該政治資金パーティーの1人当たりの対価として支払われる金額等に係る金額が記載されていない場合にあっては、当該書面及び当該金額を記載した書面)を併せて提出すること。

政党の状況等に関する届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	主たる活動区域	
1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「□」に「✓」を記入すること。

支 部 証 明 書

政党の支部の名称

主たる事務所の所在地

主たる活動区域

上記の支部は、本政党の支部（何々を単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和 年 月 日

政 党 の 名 称

主たる事務所の所在地

代 表 者 の 氏 名

㊞

（備 考）

- 1 この用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「本政党の○○県○○市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

被 推 薦 書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏 名

住 所

私（私達）は、令和 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあっては「茨城県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「茨城県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「茨城県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

(現職・候補者等)

氏 名

印

住 所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和
年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定によ
る届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「公職の種類」欄には、「衆議院議員」又は「参議院議員」と記載の上、その職にある者にあつては「現職」に○を、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「候補者等」に○を付すこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載し、国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には公職の種類に異動があつた年月日ではなく、上記4の年月日を記載すること。

受付印

届出事項等の異動届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(印)

届出事項等に異動があつたので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項		内 容			異動年月日
ふりがな 名 称	新				令和 ・・
	旧				
主たる事務所の 所 在 地	新	(〒) (電話)			令和 ・・
	旧	(〒) (電話)			
区 分	ふりがな 氏 名	住 所	生年月日		
代 表 者	新	(〒) (電話)		大正・昭和・平成 ・・	令和 ・・
	旧				
会計責任者	新	(〒) (電話)		大正・昭和・平成 ・・	令和 ・・
	旧				
会計責任者の 職務代行者	新	(〒) (電話)		大正・昭和・平成 ・・	令和 ・・
	旧				
国会議員 関係 政治 団体	新	□ 第1号該当 □ 第2号該当 □ 第3号該当 (別紙国会議員氏名届のとおり) □ 非該当 □ その他 ()	旧	□ 第1号該当 □ 第2号該当 □ 第3号該当 □ 非該当 □ その他 ()	令和 ・・
	公職の候補者の 公職の種類	新 (現職・候補者等)	旧 (現職・候補者等)		令和 ・・
	(ふりがな) 公職の候補者の氏名	新	旧		令和 ・・
その他の	<input type="checkbox"/> 規約等の異動 <input type="checkbox"/> 主たる活動区域の異動 () <input type="checkbox"/> 支部の有無の異動(無→有) <input type="checkbox"/> 支部の有無の異動(有→無) <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の異動(無→有) <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の異動(有→無) <input type="checkbox"/> 被推薦書の内容 () <input type="checkbox"/> その他 ()				

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

氏 名
住 所



私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和 年 月 日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

受付印

政治団体解散届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

印

会計責任者の氏名

印

令和 年 月 日に解散したので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄及び「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人及び会計責任者本人が自署すること。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

受付印

資金管理団体指定届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

公職の種類

(現職・候補者等)

氏名
住所

(印)

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、
政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

資金管理団体の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名	

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(印)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは長の区分により、その職について選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にあるものにあっては「衆議院議員 茨城県第○区選挙区(現職)」、その職の候補者又は候補者となる者にあっては「衆議院議員 北関東選挙区(候補者等)」の例により記載すること。

受付印

資金管理団体届出事項の異動届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

氏名
住所

(印)

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

資金管理団体の名称			
異動事項	内 容		異動年月日
公職の種類	新	(現職・候補者等)	令和 ・・
	旧	(現職・候補者等)	
資金管理団体の名称	新		令和 ・・
	旧		
主たる事務所の所在地	新		令和 ・・
	旧		
代表者の名 氏	新		令和 ・・
	旧		

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(印)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

受付印

資金管理団体指定取消届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

氏名
住所

(印)

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

資金管理団体の名称	
主たる事務所の 所 在 地	

宣誓書

私は、上記の記載した事項が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(印)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

受付印

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

氏名
住所

印

下記の政治団体は、令和 年 月 日に()により、
資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

資金管理団体の名称	
主たる事務所の所在地	

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

印

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、この届出は新たに選任された代表者が行い、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

国會議員氏名届

令和 年 月 日

総務大臣殿
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

主宰者(主要な構成員)である衆議院議員及び参議院議員の氏名について、下記のとおり届け出ます。

記

区分	氏名	衆議院議員又は参議院議員の別
主宰者の氏名		衆・参
主要な構成員の氏名		衆・参
〃		衆・参

(備考)

- 1 衆議院議員又は参議院議員の職にある者についてのみ記載すること。
- 2 衆議院議員又は参議院議員が主宰する政治団体にあっては、「主宰者の氏名」欄に、また、衆議院議員又は参議院議員が主要な構成員である政治団体にあっては「主要な構成員の氏名」欄に、当該衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載し、衆・参のいずれかに○を付すこと。
- 3 主要な構成員が多数の場合には、別紙として添付すること。

受付印

国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和 年 月 日

総務大臣 殿
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(印)

令和 年 月 日に国会議員関係政治団体から受けた寄附について、令和 年 月 日に政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 2 項の規定による通知を受け、当該寄附により同条第 1 項（第 1 号・第 2 号）の金額が 1,000 万円以上となつたため、同法第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

□ 政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項第 1 号の寄附（同法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号以外に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が 1,000 万円以上となつたとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者

氏名	公職の種類
(ふりがな)	(現職・候補者等)

□ 政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項第 2 号の寄附（同法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が 1,000 万円以上となつたとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の国会議員関係政治団体

名称	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
	該当

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 番とすること。
- 2 「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 3 「公職の種類」欄には、「衆議院議員」又は「参議院議員」と記載の上、その職にある者にあつては「現職」に「○」を、その職の候補者及び候補者となる者にあつては「候補者等」に○を付すこと。

第33号様式（第24条の3関係）

国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

印

令和 年 月 日に貴団体に対して 円の寄附をしたため、政治資金規正法第19条の16の3第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 上記寄附は、国会議員関係政治団体からの寄附である。
- 2 上記寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地は、上記のとおりである。
- 3 上記寄附をする国会議員関係政治団体の区分等は、次のとおりである。

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第3号以外に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体

(政治資金規正法第19条の7第1項第3号以外に係る国会議員関係政治団体の場合)

公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
(ふりがな)	

- 4 本年において政治資金規正法第19条の16の3第1項各号のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となつたときは、同法第7条第2項の規定による届出をする必要がある。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 3 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 4 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

受付印

政治団体支部解散届

令和 年 月 日

総務大臣殿
茨城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

印

本政治団体の下記の支部は、令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第5項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に代わつて、同法第17条第1項の届出をします。

記

- 1 政治団体の支部の名称
- 2 支部の事務所の所在地
- 3 支部の代表者の氏名
- 4 支部の会計責任者の氏名

寄附金（税額）控除のための書類

(確認欄)

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名								
住 所								
寄 附 金 の 額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄 附 年 月 日	年 月 日							

(注) 寄附金の額の記載の際は金額の前に「¥」マークを入れてください。

(寄附を受けた団体)

名 称			
所 在 地			
団 体 の 区 分 (いずれか該当するものの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号)	
	1	2	
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成 員である国会議員の氏名		
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2) の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する 者の氏名		
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙 名及び立候補年月日	選挙 年 月 日	

(寄附を受けた個人)

公 職 の 候 补 者	(1) 公職の候補者の氏名		
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙 名及び立候補年月日	選挙 年 月 日	
住 所			

(寄附の内訳)

年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

第32号様式（第17条の2関係）

確認書

私は、会計責任者である から、令和 年 月 日に、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示され、収支報告書が政治資金規正法の規定に従つて作成されていることについて説明を受けました。

私は、私が政治資金規正法第19条の12の3の規定に基づき隨時又は定期に行つた会計帳簿等の保存、会計帳簿への記載及び会計責任者が当該会計帳簿を備えていることに関する確認の結果、同法第19条の14の2第1項の規定による会計責任者からの説明の内容並びに登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が、収支報告書に記載すべき事項を記載しており不記載や虚偽の記入がなく、収支報告書を政治資金規正法の規定に従つて作成していることを確認しました。

令和 年 月 日
政治団体の名称
代表者の氏名（署名）

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 署名は必ず代表者本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもつて自署に代えることができる。
- 3 会計責任者から説明を受けた日が複数ある場合には、当該日付を全て記入すること。
- 4 上記のほか、特記すべき事項がある場合には記載すること。

第 29 号 様式（第 15 条の 2 関係）

残高確認書

政治団体の名称
会計責任者の氏名

(印)

政治資金規正法第19条の11の2第1項の規定により、令和 年 月 日における預金又は貯金の口座の残高の額について、次のとおり確認しました。

記

預金又は貯金の口座					残高の額							
金融機関名	支店名	預貯金の種別	口座番号	口座名義人	十億	一億	百万	万	千	百	十	円
合計												

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 この残高確認書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在における預金又は貯金の口座の残高の額を記載すること。
- 3 保有する全ての預金又は貯金の口座について、残高の額を記載すること。
- 4 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 5 預金又は貯金の残高を証する書面であつて当該預金又は貯金の口座に係る金融機関が作成するもとの他の当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類をこの残高確認書に添付すること。

第30号様式（第15条の2関係）

差額説明書

令和 年 月 日

政治団体の名称

会計責任者の氏名 印

政治資金規正法第19条の11の2第1項の規定による確認の結果、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額の合計額と一致しないため、同条第2項の規定により、その旨及びその理由を次のとおり説明します。

記

1 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額

2 残高確認書に記載された残高の額の合計額

3 1と2の金額の差額

4 1と2の金額が一致しない理由（差額の理由）

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「1と2の金額が一致しない理由」欄には、「○年12月31日（（注）解散等の場合には、その日）時点において、△円の手持ち資金を現金で保有していたため。」「□件△円分のクレジットカードを利用した支出に係る口座振替は年を越えて行われたため。」など具体的に記載すること。
- 3 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

証 票 交 付 申 請 書

(公職の候補者等分)

令和 年 月 日

茨城県選挙管理委員会委員長 殿
市(町)(村)選挙管理委員会委員長

候補者等 氏名
住所
電話
職業

公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 4 項の証票の交付を受けたいので、同条第 5 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 公職の種類 衆議院議員（小選挙区選出） 参議院議員（選挙区選出）
知事
市町村長 県議会議員
市町村議會議員

2 証票交付申請枚数 枚

3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数等

事務所の所在地	立札・看板の数	立札・看板の規格及び記載内容

証 票 交 付 申 請 書
(後援団体分)

令和 年 月 日

茨城県選挙管理委員会委員長 殿
市(町)(村)選挙管理委員会委員長

後援団体の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地
電話

印

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 推薦し、又は支持する候補者

氏 名
住 所 電 話
職 業
公職の種類

2 政治団体としての届出先

3 証票交付申請枚数 枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数等

事務所の所在地	立札・看板の数	立札・看板の規格及び記載内容

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5
第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された
証票の総数は（　）枚です。

令和　　年　　月　　日

候補者の氏名

印